

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年6月25日
【事業年度】	第21期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 由行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 菅原 雅紀
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 菅原 雅紀
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
営業収益 (百万円)	385,265	350,672	340,266	391,234	357,207
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	6,010	260	4,657	2,521	671
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (百万円)	4,504	467	3,084	1,340	1,498
包括利益 (百万円)	3,972	523	4,932	7,826	2,001
純資産額 (百万円)	65,678	67,424	72,356	80,182	82,182
総資産額 (百万円)	383,782	371,012	473,343	415,174	426,811
1株当たり純資産額 (円)	2,412.45	2,434.81	2,622.02	2,914.59	2,989.07
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( ) (円)	166.85	17.31	114.22	49.63	55.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	17.0	17.7	15.0	19.0	18.9
自己資本利益率 (%)	7.1	-	4.5	1.8	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,933	11,202	74,680	66,453	699
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,998	6,556	4,523	9,935	11,523
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	20,531	2,478	82,217	51,570	15,615
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	123,205	107,922	110,937	115,886	119,282
従業員数 (人)	4,531	4,528	4,514	4,515	4,369
[外、平均臨時雇用人員]	[341]	[339]	[343]	[343]	[351]

(注) 1. 第17期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第18期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第18期及び第21期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
営業収益 (百万円)	380,496	344,903	334,178	385,088	349,779
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	4,049	2,772	2,173	181	1,225
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	3,499	2,226	1,748	31	1,961
資本金 (百万円)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数 (千株)	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額 (百万円)	52,070	49,843	51,591	51,623	49,662
総資産額 (百万円)	362,317	346,127	446,194	385,126	394,349
1株当たり純資産額 (円)	1,928.52	1,846.04	1,910.79	1,911.97	1,839.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (円)	129.59	82.47	64.75	1.17	72.63
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.4	14.4	11.6	13.4	12.6
自己資本利益率 (%)	7.0	-	3.4	0.1	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	1,123	1,122	1,131	1,142	1,156
株主総利回り (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-

- (注) 1. 第17期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第18期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第18期及び第21期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 当社株式は非上場であるため、株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	首都高速道路株式会社設立
平成18年2月	首都高速道路サービス㈱（連結子会社）設立
平成18年3月	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）を締結
平成18年4月	財団法人首都高速道路協会から、首都高速道路サービス㈱が休憩所事業のうち休憩施設、店舗運営事業等及び高架下占用駐車場事業の一部を譲受け
平成18年9月	首都高速道路サービス㈱が首都高保険サポート㈱（連結子会社）及び首都高パートナーズ㈱（連結子会社）を設立
平成18年12月	持分法適用関連会社であったトラスティーロード㈱を連結子会社化
平成19年4月	持分法適用関連会社であったユニ㈱、㈱エヌティジェー、㈱トーワン、㈱とうさい、㈱エフイージー、横浜アールエス㈱、ケイエス㈱及び首都高パトロール㈱を連結子会社化 首都高メンテナンス西東京㈱（連結子会社）、首都高メンテナンス東東京㈱（連結子会社）、首都高メンテナンス神奈川㈱（連結子会社）、首都高電気メンテナンス㈱（連結子会社）及び首都高ETCメンテナンス㈱（連結子会社）設立
平成20年3月	首都高機械メンテナンス㈱（連結子会社）設立
平成20年6月	首都高技術㈱（連結子会社）設立
平成20年7月	トラスティーロード㈱がユニ㈱及び㈱エヌティジェーを吸収合併し、首都高トールサービス西東京㈱に商号変更 ㈱とうさいが㈱トーワン及び㈱エフイージーを吸収合併し、首都高トールサービス東東京㈱に商号変更 ケイエス㈱が横浜アールエス㈱を吸収合併し、首都高トールサービス神奈川㈱に商号変更 首都高パトロール㈱が首都高カー・サポート㈱（連結子会社）を設立
令和2年12月	首都高アソシエイト㈱（連結子会社）設立
令和4年6月	首都高技術㈱が㈱ホルスの株式を取得し、㈱ホルスが首都高デジタル&デザイン㈱（連結子会社）に商号変更
令和6年6月	タイ国にShutoko International(Thailand)Company Limitedを設立
令和7年1月	首都高速道路サービス㈱が首都高ファシリティマネジメント㈱（連結子会社）及び首都高リテイ尔㈱（連結子会社）を設立

### 3【事業の内容】

当社及び関係会社（連結子会社19社（令和8年3月31日現在））は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一です。

#### （1）高速道路事業

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）（注1）において、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社から下記の連結子会社に委託しております。

料金收受業務	首都高トールサービス西東京㈱、首都高トールサービス東東京㈱、首都高トールサービス神奈川㈱
交通管理業務	首都高パトロール㈱、首都高カー・サポート㈱
維持修繕業務	首都高技術㈱、首都高メンテナンス西東京㈱、首都高メンテナンス東東京㈱、首都高メンテナンス神奈川㈱、首都高電気メンテナンス㈱、首都高ETCメンテナンス㈱、首都高施設メンテナンス㈱
用地管理等業務	首都高アソシエイト㈱

- （注）1．東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市  
 2．高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

#### （2）駐車場事業

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。都市計画駐車場事業は連結子会社である首都高ファシリティマネジメント㈱が、高架下等駐車場事業は連結子会社である首都高速道路サービス㈱が運営及び管理を行っております。

#### （3）受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

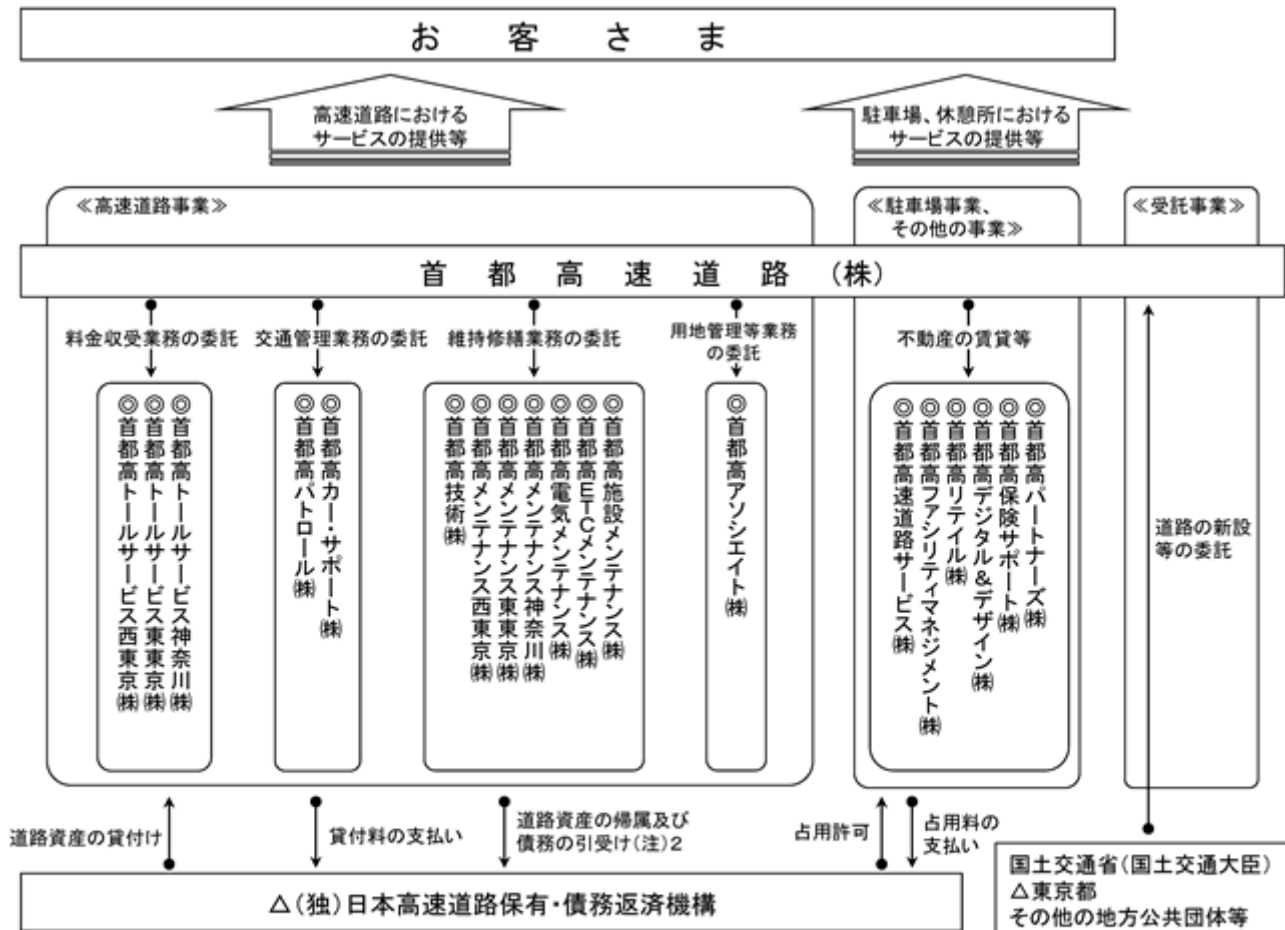
#### （4）その他の事業

その他の事業においては、休憩所等事業、高架下賃貸施設事業、不動産事業、社会インフラサポート事業等を行っております。

休憩所等事業については、高速道路の休憩施設等の運営及び管理等を行っており、そのうち11箇所の休憩所内商業施設は、連結子会社である首都高速道路サービス㈱及び首都高リテイル㈱が、運営及び管理を行っております。高架下賃貸施設事業については、当社が高速道路の高架下を利用した賃貸施設の運営及び管理を行っております。不動産事業については、当社及び連結子会社である首都高速道路サービス㈱が旧社宅等を活用した賃貸住宅の運営及び管理を行っております。社会インフラサポート事業については、当社及び維持修繕業務等を行う連結子会社が、首都高速道路の計画、建設、維持管理、交通運用、建築設計、用地補償等で培った技術力を活かしたコンサルティング事業等を行っております。

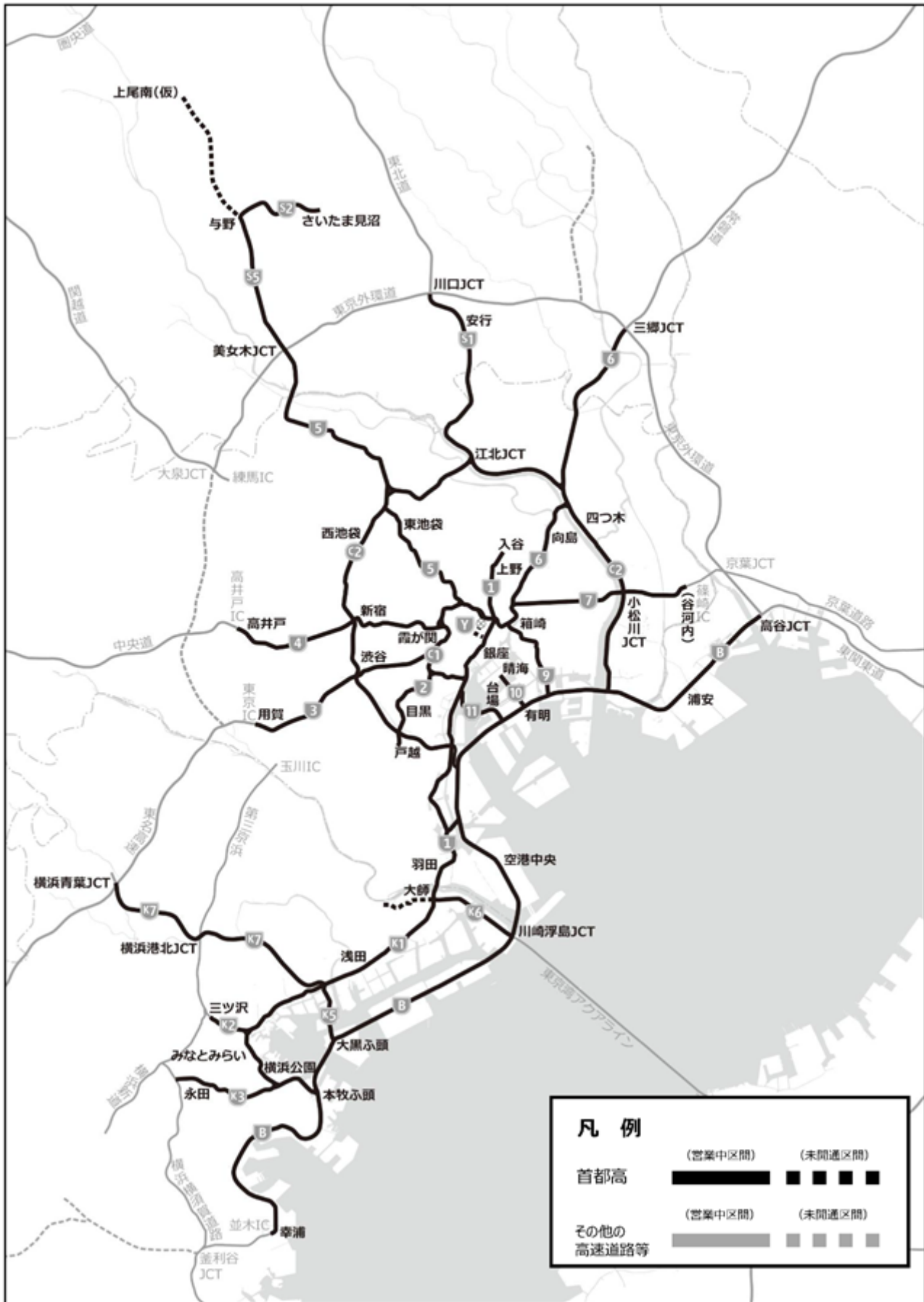
また、当社グループでは、連結子会社である首都高保険サポート㈱及び首都高パートナーズ㈱を通じて、損害保険代理店事業等及び労働者派遣事業等も行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、△は関連当事者を示しております。
2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

# 首都高速道路図 (令和8年3月31日現在)



4【関係会社の状況】

連結子会社

令和8年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
首都高トールサービス西東京(株)	東京都 千代田区	90	高速道路 事業	58.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
首都高トールサービス東東京(株)	東京都 中央区	90	高速道路 事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
首都高トールサービス神奈川(株)	横浜市 西区	90	高速道路 事業	71.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
首都高パトロール(株)	東京都 港区	50	高速道路 事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
首都高カー・サポート(株)	東京都 港区	20	高速道路 事業	100.0 (100.0)	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高技術(株)	東京都 港区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
首都高メンテナンス西東京(株)	東京都 中央区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
首都高メンテナンス東東京(株)	東京都 中央区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
首都高メンテナンス神奈川(株)	横浜市 神奈川区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
首都高電気メンテナンス(株)	東京都 千代田区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
首都高 E T C メンテナンス(株)	東京都 港区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員 2 名
首都高施設メンテナンス(株)	東京都 千代田区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員 3 名
首都高アソシエイト(株)	東京都 千代田区	90	高速道路 事業	100.0	用地管理等業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員 2 名
首都高速道路サービス(株)	東京都 中央区	90	駐車場 事業、 その他の 事業	100.0	休憩施設等及び都市計画駐車場等の 運営及び管理を委託しています。 なお、八潮休憩所及び川口休憩所の 休憩施設に係る土地を賃貸していま す。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 2 名
首都高ファシリティマネジメン ト(株)	東京都 中央区	50	駐車場 事業、 その他の 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高リテイル(株)	東京都 中央区	50	その他の 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高デジタル&デザイン(株)	東京都 港区	40	その他の 事業	33.5 (33.5) [20.3]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高保険サポート(株)	東京都 中央区	10	その他の 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高パートナーズ(株)	東京都 中央区	10	その他の 事業	100.0 (100.0)	人材派遣契約を締結しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数、[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、高速道路会社法等の関係法令のもと、総延長327.2km、首都圏の大動脈として、1日平均約100万台のお客さまにご利用いただいている首都高速道路の建設、維持、管理に日夜携わっており、多くのお客さまに安全・安心で快適なサービスを提供し続けることが当社の最も重要な使命であります。

そのため、「首都圏のひと・まち・暮らしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」というグループ基本理念のもと、「お客さま第一」、「地域社会との共生」、「社会的責任」、「自立する経営」、「活力あふれる職場」という5つのグループ経営理念を掲げ、首都圏の大動脈である首都高速道路を、24時間365日、より安全に、より円滑に、より快適にお客さまにご利用いただけるよう全力を尽くしてまいります。

首都高速道路は、首都東京及びその近郊に位置し、平日の交通量が休日の交通量よりも多く、特に大型車の利用が東京23区内の一般道路の約5倍という過酷な使用状況にあります。

また、当社を取り巻く環境として、大雪や大型台風等の激甚化する気象災害、首都圏ネットワーク整備の進捗に伴う利用形態の変化等により、交通量及び料金収入等に多大な影響を受ける状況となっております。

さらに、首都高速道路は、開通以来60年以上が経過し、進行する構造物の高齢化への対応や首都直下地震等の大規模地震発生に備え、災害時の緊急輸送道路・交通路としての機能確保のため、構造物の長期的な安全性確保が必要な状況です。

上記の経営方針、経営環境等を踏まえ、当社グループは、「中期経営計画2024 - 2026」に基づき、サステナビリティの推進、新事業創造への挑戦、生産性の向上、グループ総合力の強化の4つの基本指針を踏まえ、以下の事項に取り組んでまいります。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### [ 高速道路事業 ]

お客さまに、より安全・安心に首都高速道路をご利用いただけるよう、新技術を活用し、効率的かつ着実に維持管理を実施するとともに、計画的な施設更新を推進し、新たな交通管制中央装置の構築等情報システムの信頼性向上に取り組めます。また、日本橋区間地下化事業の本体工事や羽田トンネル、荒川湾岸橋等の更新事業を引き続き着実に推進します。加えて、ドローン等をはじめとする新技術を活用し、首都直下地震や気象災害等の災害対応力向上の取組、トンネル火災等特異事象への対応強化及び工事事故削減対策等、危機管理の高度化に取り組めます。

お客さまに、より快適に首都高速道路をご利用いただけるよう、日本橋区間地下化事業に伴う新たな都心環状ルート（新京橋連絡路）整備事業を進めるとともに、新大宮上尾道路事業の推進など、ネットワークの更なる強化を進めます。また、「首都高快適走行ビジョン2040」に掲げた各施策の実現に向け、交通需要の増加を踏まえた渋滞対策の促進を図るとともに、安全性向上施策や歩行者等立入対策等の交通安全対策を推進します。加えて、交通情報データを活用した交通マネジメントに取り組むとともに、ETC専用化の本格化整備工事の着実な実施、永福本線料金所におけるスマート化の試行等、ETC専用入口の拡大に伴う各種課題への適切な対応に取り組めます。更に、お客さまニーズの多様化に対応した情報提供の強化に取り組むとともに、AI等を活用した業務フローの向上やDXツールの活用等お客さまセンターの高度化に取り組めます。そして、次世代の都市高速道路への進化を目指し、自動運転への対応として求められる通信基盤のあり方について検討を進めます。

技術開発・DXの推進として、コスト縮減に資する省力化技術やCO<sub>2</sub>削減技術の開発・導入を推進するとともに、災害への迅速な対応を支援する技術の開発に取り組めます。また、次世代i-DREAMSの開発、多様なモビリティサービスに向けた技術の開発等の取組を進めるとともに、DX人材育成計画をはじめとする、DX関連の取組を当社グループ内に浸透させる施策の展開等を推進します。

#### [ 高速道路事業以外の事業 ]

成長分野への挑戦として、湾岸地区等における先端的物流施設の整備に向けた検討等、地域の課題に応える新たな事業の創出に取り組むほか、首都高速道路のリソースを活用した新たな事業や海外での更なる事業展開に挑戦するとともに、新事業創造の風土醸成・仕組みづくりを更に進めてまいります。また、駐車場事業等の既存事業を強化・拡充するとともに、国内外でインフラ事業者が抱える課題解決をサポートする社会インフラサポート事業を拡大・展開します。

#### 官製談合防止法に基づく改善措置要求について

当社が発注する道路清掃業務の入札手続に関して、令和7年9月より公正取引委員会による調査を受けておりましたが、当該入札において当社社員による入札談合等関与行為があったとして、令和8年4月22日付で、同委員会より、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）（以下「官製談合防止法」といいます。）に基づく改善措置要求を受けました。

公共インフラの維持管理を担う企業として、このような事態を招いたことを極めて重く受け止めております。

当社は、代表取締役社長を本部長とする「道路清掃談合事案に係る再発防止対策本部」及び外部の公正かつ中立的な専門家で構成する有識者委員会の設置により体制を構築し、官製談合防止法の規定に基づく調査結果及び改善措置の内容について、令和8年6月23日に公正取引委員会に報告書を提出するとともに、同日付で公表しております。引き続き、有識者委員会でのご提言を踏まえ、再発防止策の検討を進めていくとともに、改善措置を確実に実行していきます。なお、本件に伴う経営責任を明確化するため、前代表取締役社長より、月額基本報酬の30%を3か月分自主返納する旨申し出があり、これを受理しております。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループでは、「中期経営計画2024 - 2026」において、4つの基本指針（各重要テーマに共通する基本的考え方）の一つとして、「サステナビリティの推進」を明確に位置づけており、2025年3月に価値創造ストーリーを策定しました。「安全・安心な道で、ひと・まち・くらしを未来につなぐ」をパーパスとして掲げ、「100年先も豊かに進化し続ける首都圏」を実現するため、解決すべき社会課題の中で、当社グループにとって特に重要な課題（マテリアリティ）を9つ特定し、それらの重要テーマに沿って具体的な取組を進めています。

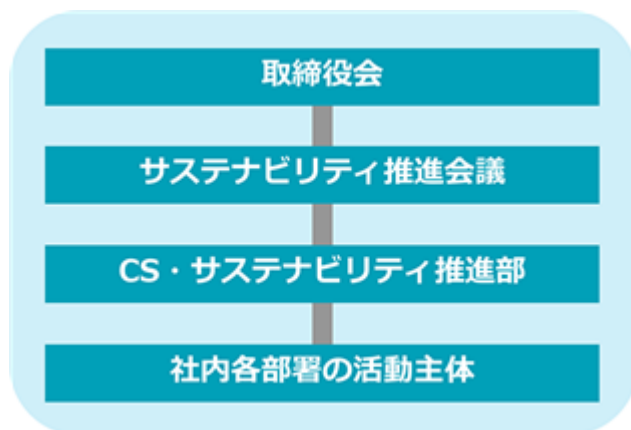
首都高グループが取り組む9つの重点課題	
事業を通じた価値創出	安全・安心の追求
	快適・便利なサービスの提供
	技術開発・DXの推進
	環境・社会への対応
	成長分野への挑戦
	都市・街づくりへの貢献
価値創出を支える組織の体現	挑戦する企業風土の醸成
	強固な経営基盤を有する組織の構築
	未来志向の首都高人財の育成

これらマテリアリティへの取組を通じて、首都高速道路の長期にわたる健全性確保にとどまらず、あらゆる分野で持続可能な社会の実現に貢献し、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めており、サステナビリティ関連を含む重要事項について、取締役会にて審議及び決議するとともに、その他必要に応じて取締役会及び経営会議に報告しています。また、CS・サステナビリティ推進部担当役員が議長を務め、社長、執行役員及び常勤監査役がメンバーであるサステナビリティ推進会議を新たに立ち上げ、サステナビリティの推進体制を構築しています。



サステナビリティ推進体制

### (2) 戦略

気候変動が地球の存続に対するトップリスクであることを再認識し、当社グループ一丸となって、道路インフラを最大限に有効活用するとともに、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、新技術開発の積極的な推進によって、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2022年3月に「首都高カーボンニュートラル戦略」を策定しています。

本戦略では、気候変動の抑制等を推進するため、ネットワーク機能強化への新たなアプローチ、社会インフラ企業としての自助努力、グリーン社会との共創（産業界とのコラボ）という3つの基本方針を定め、この基本方針に基づく12のプロジェクトに取り組んでいくこととしています。

3つの基本方針	リーディングプロジェクト
1. ネットワーク機能強化への新たなアプローチ	既存のネットワークを賢く使う交通マネジメントの推進 ネットワークの充実
2. 社会インフラ企業としての自助努力	建設時・維持管理の環境負荷低減 道路照明等事業活動の最大限の省エネルギー化 業務用車両への次世代自動車導入実施 企業活動におけるCO <sub>2</sub> ・廃棄物の削減 業務効率化のためのDXの戦略的導入
3. グリーン社会との共創（産業界とのコラボ）	新技術開発の推進 環境配慮型PAの整備 CO <sub>2</sub> 吸収への取り組み 次世代自動車普及のための環境整備 沿道環境の改善

### (3) リスク管理

当社は、気候変動・自然災害に関連するリスク、社会経済に関連するリスク、その他の事業執行に関連するリスク等、サステナビリティに関連する課題を含むリスク全般について、頻度や重要度を勘案し、毎年度、経営上の重要なリスクやリスク管理方針を経営会議の審議を経て定め、取締役会に報告するとともに、具現化したリスクについては、必要に応じて取締役会及び経営会議に報告する等、対応状況を確認し、リスク管理を徹底しています。また、当事業年度にはサステナビリティ推進会議において価値創造におけるリスクと機会を検討し、整理しています。その上でステークホルダーからの期待や外部環境変化を踏まえ、マテリアリティを特定しており、事業活動による解決を通じて、安全・安心で強靱性の高い都市づくりや、次世代の新たな経済づくり等に貢献してまいります。

### (4) 指標及び目標

2050年カーボンニュートラルの将来の姿を見据えながら、まずは、2030年度に自動車交通からのCO<sub>2</sub>排出量約3割削減（2019年度比）及び事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量約5割削減（2019年度比）を目標に取り組んでまいります。あわせて、当社は道路法第48条の67に基づき2026年3月に策定した「道路脱炭素化推進計画」の目標に取り組んでまいります。

#### 道路管理分野におけるCO<sub>2</sub>排出量

区分	CO <sub>2</sub> 排出量
	2019年度（基準年度）
1. 道路関係車両からのCO <sub>2</sub> 排出量	0.4万t
2. 道路照明・道路設備・施設の電力消費によるCO <sub>2</sub> 排出量	7.8万t
3. 道路設備・施設の燃料消費によるCO <sub>2</sub> 排出量	0.1万t
計	8.3万t

#### 道路管理分野におけるCO<sub>2</sub>削減目標

	2030年度	2040年度
CO <sub>2</sub> 目標削減率	50%	73%
CO <sub>2</sub> 目標削減量	4.1万t/年	6.0万t/年

#### 道路管理分野における取組の実施によるCO<sub>2</sub>削減量

取組内容	各取組の整備指標			CO <sub>2</sub> 削減量	
	2019年度 （基準年度）	2030年度	2040年度	2030年度	2040年度
1. 道路関係車両の電動化	48.5%（注）1	100%	100%	約12t/年	約12t/年
2. 道路照明のLED化	26.6%	100%	100%	約0.7万t/年	約0.7万t/年
3. 再生可能エネルギー活用	3%（注）2	60%	80%（注）3	約4.6万t/年	約6.5万t/年
計				約5.3万t/年	約7.2万t/年

- （注）1. 役員・社員の移動を主な目的として導入した車両であり「同程度の車格」かつ「同程度の乗車人数」かつ「同程度の用途」の電動化車両が国産車市場にある車両の電動化  
2. 電源構成成分を含む  
3. 脱炭素由来の電力

#### 道路整備分野における施策の整備指標

取組内容	適用範囲	施策目標		
		2019年度 (基準年度)	2030年度	2040年度
低炭素コンクリートの採用	壁高欄・橋脚・橋台・擁壁	標準化に向けた検討・効果検証		標準採用
低炭素アスファルトの採用	エコセーフ舗装表層以外	標準化に向けた検討・効果検証	標準採用	

道路利用分野における施策の整備指標

取組内容	高機能舗装からの置換率		
	2019年度(基準年度)	2030年度	2040年度
高機能舗装からエコセーフ舗装への置換	30%	50%	70%

(5) 人的資本に関する戦略並びに指標及び目標

後記「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (1) 人材戦略に関する基本方針等」に記載しております。

### 3【事業等のリスク】

以下において、経営者が認識している当社グループの事業その他に関する主要なリスクのうち、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### 1. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）及び下記（1）～（4）に記載の法令の適用を受けるほか、道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループが現在行っている事業の内容を大幅に変更せざるを得なくなる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

##### （1）民営化についての経緯

当社は、首都公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）（以下高速道路会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

##### （2）高速道路株式会社法

###### 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

###### 概要

##### （ア）国土交通大臣による認可を必要とする事項

###### a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

###### c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

###### d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換若しくは株式交付に際しての社債の発行又は弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

- g 定款の変更等（第13条）  
高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

- a 調査への協力（第7条）  
高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。
- b 会計の整理等（第14条）  
毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。
- c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）  
国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができますとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

- a 政府（当社、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。
- b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、次期連結会計年度においてもその予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

- a 高速道路の新設又は改築（第3条）  
高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。
- b 供用約款（第6条）  
許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。
- c 工事の廃止（第21条）  
許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。
- d 料金徴収の対象等（第24条）  
特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。
- e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）  
高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記（ウ）eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）  
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記（ウ）eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。
- b 供用約款の掲示（第7条）  
高速道路会社は、認可を受けた供用約款について、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）  
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）  
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）  
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。  
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、当該認可を受けた通行方法について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金（第26条、第42条）  
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査（第27条）  
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督（第46条）  
国土交通大臣は、高速道路会社が上記（ア）aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記（ウ）aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督（第47条）  
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等（第48条）  
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

#### (4) その他の関係法令

##### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

##### 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

## 2. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ当該協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

### (1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、当該協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 政策変更等に係る法的規制の変更 (3) 道路整備特別措置法 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、当該協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社が行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、必要な債務の引渡しが出来なくなることにより、会社が負担する債務となることによって、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされており、その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産が機構に帰属する時期が遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 政策変更等に係る法的規制の変更 (3) 道路整備特別措置法 概要 (イ) 道路資産等の帰属 (第51条) a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、債務返済期限内に必要な債務の引渡しができなくなることによって、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 他の連帯債務者の存在

機構が当社の債務を引き受けた場合、当該債務の引受けが併存的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。この連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 5. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、事業進捗の遅れや事業費の増大により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 6. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費用については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 7. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、駐車場事業においては他の近隣の駐車場施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況によっては、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 8. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 9. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するノンストップ自動料金支払システム（ETC）及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。そのため、ETC用自家発電設備の整備、通信ネットワークの冗長化及びETC中央システムのシステムバックアップ等により信頼性向上に努めていますが、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウイルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 10. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加等の被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 11. 不正通行

高速道路の不正通行に対しては、精度の高いカメラの活用による不正通行車両のナンバーの捕捉、不正通行車両に対する通行料金・割増金の請求及び督促を推進するとともに、悪質累犯者に対しては刑事告発等を行う等不正通行防止に努めていますが、料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

本有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟その他の法的手続が提起された場合には損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 13. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、令和7年度まで、固定資産税が免除されることとされておりましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律（令和8年法律第2号）により、令和17年度までに延長されております。かかる特例措置が終了し、又は廃止され、若しくは変更されることとなった場合には、当社グループに課せられる公租公課の額の増大により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 14. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定にのっとり、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により個人情報等の漏えい等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 15. 感染症の拡大・まん延

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のような感染症の流行に伴う経済活動の制限等により、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商施策や中東情勢をはじめとする世界的な諸課題が顕在化したものの、緩やかな景気回復が続き、デフレを脱し成長型経済に移行する段階にあります。

こうした状況の下、高速道路事業として、お客さまに、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に取り組んでまいりました。

当社の利用交通量は、前期比0.8%増の105.4万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

当連結会計年度の業績は、営業収益が前期比8.7%減の357,207百万円、営業利益が前期比96.1%減の87百万円、経常利益が前期比73.4%減の671百万円、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純損失が1,498百万円（前期は1,340百万円の当期純利益）となりました。

なお、セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。このセグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

#### ア．高速道路事業

##### (営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は327.2kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客さまのキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。また、近年のETC利用率拡大等の社会情勢の変化を踏まえ、ETC専用入口の拡大に向けて料金所のリニューアル工事を順次開始しており、90箇所の料金所について、ETC専用入口として運用しております（令和8年3月31日時点）。ETCの利用率は、令和8年3月平均が98.9%となり、前年同月比0.5ポイント増となっております。

また、お客さまサービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイト、お客さまセンター、グリーンポスト及びお客さま満足度調査等を通じて得られた改善に向けたお客さまの要望や意見の反映等を実施してまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、前期比0.1%減の275,666百万円となりました。

高速道路の新設及び改築については、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））など計2路線10.4kmの新設、都道首都高速1号線（新京橋連絡路（仮称））などの改築を行ってまいりました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事を行ってまいりました。

営業収益のうち、道路資産完成高は前期比32.4%減の66,620百万円となりました。

以上の結果、営業収益は前期比8.6%減の342,442百万円となりました。

##### (営業損失)

道路資産完成原価が前期を下回ったこと等により、営業費用は前期比8.0%減の343,978百万円となり、また営業損失は、1,535百万円（前期は677百万円の営業利益）となりました。

#### イ．駐車場事業

##### (営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、時間貸し、定期及び月極の営業を行ってまいりました。

営業収益は前期比2.9%増の3,656百万円となりました。

##### (営業利益)

主に駐車場の管理費用等の増加により、営業費用は前期比4.0%増の2,678百万円となり、営業利益は前期比0.1%増の978百万円となりました。

ウ．受託事業

(営業収益)

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。  
営業収益は前期比37.3%減の5,011百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前期比38.3%減の4,812百万円となり、営業利益は前期比2.2%増の199百万円となりました。

エ．その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客さまが気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、旧社宅等を活用した賃貸住宅の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

営業収益は前期比30.7%増の7,861百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前期比31.5%増の7,415百万円となり、営業利益は前期比19.2%増の445百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益661百万円に対して、非資金項目である減価償却費12,200百万円、売上債権の減少額712百万円等の資金増加要因があったものの、仕掛道路資産の増加額4,892百万円、仕入債務の減少額1,451百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、699百万円の資金支出(前期は66,453百万円の資金収入)となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、修繕事業及び特定更新等工事の進捗により、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産が増加したことによるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、既供用路線に係る料金所施設、ETC設備等の事業用設備に係る設備投資を実施したことにより、投資活動によるキャッシュ・フローは、11,523百万円の資金支出(前期は9,935百万円の資金支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

上記仕掛道路資産の建設に充てるため、道路建設関係長期借入れ39,980百万円及び道路建設関係社債発行48,397百万円等の資金調達を実施した一方、修繕事業及び特定更新等工事の完了に伴い、機構法第15条第1項の規定に基づき、道路建設関係長期借入金20,000百万円及び道路建設関係社債53,500百万円を機構に引渡したことから、財務活動によるキャッシュ・フローは、15,615百万円の資金収入(前期は51,570百万円の資金支出)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、期首に比べ3,396百万円増加し、119,282百万円となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

区 分	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
	(単位:百万円)	
1. 営業収益		
料金収入	275,666	
道路資産完成高	66,620	
受託業務収入	1	
その他の売上高	153	342,442
2. 営業外収益		
受取利息	43	
有価証券利息	260	
受取配当金	686	
土地物件貸付料	24	
雑収入	162	1,178
高速道路事業営業収益等合計		343,621

生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「 財政状態及び経営成績の状況」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重要な影響を与える要因について

ア. 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した協定並びに特措法の規定による同日付け事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払に充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされており、利益は見込んでおりません。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費用の増大に備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費用については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### イ．機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

(注)安全対策・サービス高度化積立金活用事業に要した費用については、機構による債務引受の対象外としております。

なお、当該事業により形成された道路資産は、機構に帰属するものとして取り扱われます。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社の連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社の連結財務諸表においては重要であると考えております。

#### ア．仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社の連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、前記「 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重要な影響を与える要因について イ．機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社の連結財務諸表には計上されないこととなります。

#### イ．完成工事高の計上基準

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

長期の工事契約に係る受託業務収入は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

#### ウ．退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

ア．グループの経営成績

a 営業収益

当連結会計年度の営業収益は、合計で前期比8.7%減の357,207百万円となりました。

高速道路事業については、料金収入は、前期比0.1%減の275,666百万円となりました。また、機構への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、修繕事業及び特定更新等工事の完了により、前期比32.4%減の66,620百万円となりました。その結果、前期比8.6%減の342,442百万円となりました。

駐車場事業については、近隣駐車場の動向を踏まえた適切な料金設定や、新規顧客獲得に向けた営業活動等により、前期比2.9%増の3,656百万円となりました。

受託事業については、国、地方公共団体等からの受託工事の出来高の減少等により、前期比37.3%減の5,011百万円となりました。

その他の事業については、グループ会社における地方公共団体等からの維持修繕業務の受注増等により、前期比30.7%増の7,861百万円となりました。

b 営業利益

当連結会計年度の営業費用は、合計で前期比8.2%減の357,119百万円となりました。

高速道路事業については、道路資産完成原価が前期を下回ったこと等により、前期比8.0%減の343,978百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用等の増加により前期比4.0%増の2,678百万円、受託事業については、国、地方公共団体等からの受託工事の出来高の減少等により、前期比38.3%減の4,812百万円、その他の事業については、グループ会社における地方公共団体等からの維持修繕業務の受注増等により、前期比31.5%増の7,415百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は、合計で前期比96.1%減の87百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が1,535百万円の営業損失、駐車場事業が978百万円の営業利益、受託事業が199百万円の営業利益、その他の事業が445百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

c 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、利息の受取386百万円等により前期比76.6%増の710百万円、営業外費用は、利息の支払92百万円等により前期比19.6%増の126百万円となりました。

d 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、前期比73.4%減の671百万円となりました。

e 特別損益

当連結会計年度の特別損失は、臨時損失の計上により前期比80.0%減の10百万円となりました。

f 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純損失は1,498百万円（前期は1,340百万円の当期純利益）となりました。

イ．グループの財政状態

当連結会計年度末の総資産は、426,811百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,636百万円増加となりました。主な増加は、仕掛道路資産の6,886百万円、主な減少は、構築物の3,949百万円になります。

負債は、344,628百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,636百万円増加となりました。主な増加は、道路建設関係長期借入金の20,016百万円になります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ2,000百万円増加し、82,182百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の19.0%から18.9%となりました。

ウ．キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況及び分析については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要」の「キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の收受等の営業活動のほか、社債の発行並びに機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。資金の調達においては、社債の発行及び金融機関からの長期借入れによる調達バランスの最適化を図っております。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金であります。

道路資産賃借料の支払には高速道路料金収入を充てております。また、道路資産の建設資金には道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金を充てており、事業用設備に係る設備投資資金には、自己資金及びその他の長期借入金を充てております。なお、かかる道路資産及び事業用設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

## 5【重要な契約等】

### 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付けで締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ当該協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、当該協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、当該協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

当社及び機構は、当該協定について検討を加え、令和8年3月27日付けで当該協定を一部変更しており、主な変更内容は以下のとおりとなります。

令和8年3月末に期限を迎える大口・多頻度割引の割引率拡充措置等各種割引の継続等を反映しております。

なお、令和8年3月30日付けで機構が当該協定の変更に係る機構法第14条第1項に基づく国土交通大臣の認可を受け、かつ、当社が当該協定の変更に係る特措法第3条第6項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことから、同日付けで当該協定の変更の効力が生じております。

### 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について

当社が金融機関と締結している金銭消費貸借契約には、契約締結日以降、契約に基づく債務の全額につき機構による債務引受が実行されるまで、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における道路建設関係債務のうち、契約上の債務の期限以前に元本の弁済期日が設定されている債務（ただし、機構が機構法第12条第1項第3号及び同法第15条第1項に基づき債務引受を行う対象債務に限る。）の合計額（当該契約上の債務を含む。）を、当該期限までに予定される債務引受額の総額以下に維持することを内容とする財務制限条項が付されております。

該当する金銭消費貸借契約の概要は以下の通りです。なお、当該金銭消費貸借契約のうち、当該契約に基づく債務の全額につき機構による債務引受が実行済みの金銭消費貸借契約については、当該財務制限条項の適用可能性がないため、記載しておりません。

相手方の属性	信託銀行、地方銀行及び協同組織金融機関等
期末残高	金100億円
契約締結日	令和5年12月15日
弁済期限	令和10年11月30日
担保	無担保

相手方の属性	都市銀行、信託銀行、地方銀行及び協同組織金融機関等
期末残高	金100億円
契約締結日	令和6年3月25日
弁済期限	令和11年2月28日
担保	無担保

相手方の属性	都市銀行及び地方銀行
期末残高	金120億円
契約締結日	令和6年9月13日
弁済期限	令和11年8月31日
担保	無担保

相手方の属性	都市銀行、地方銀行及び協同組織金融機関等
期末残高	金150億円
契約締結日	令和6年12月17日
弁済期限	令和11年11月30日
担保	無担保

相手方の属性	都市銀行、信託銀行、地方銀行及び協同組織金融機関等
期末残高	金100億円
契約締結日	令和7年3月25日
弁済期限	令和12年2月28日
担保	無担保

## 6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術等に関する研究・開発を行っております。具体的には、「点検・調査・評価」、「補修・補強」、「防災・減災」、「交通運用」、「景観・環境」、「工事安全」といった分野で研究・開発を進めております。

当連結会計年度の当社グループにおける研究開発活動に係る費用の総額は、602百万円となりました。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

後記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、後記「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 設備投資等の概要

当連結会計年度においては、総額11,796百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、主に料金所施設及びETC設備等に総額8,859百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業のうち複数のセグメントに関連する資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において、重要な資産の売却、撤去等はありません。

##### (2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

令和8年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人) (注)9	
			建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他 (注)1		合計
北上野本線料金所他 178箇所等 (注)2 (東京都台東区他)	高速道路事業	料金徴収施設等	14,457	16,522	268 (1)	5	819	32,073	-
汐留駐車場他67箇所 (注)3 (東京都中央区他)	駐車場事業	駐車施設等	3,077	7	- (-) [307]	-	0	3,086	-
平和島(上り)休憩所他 24箇所等 (注)4 (東京都大田区他)	その他の事業	休憩所施設等	88	-	2,066 (8) [11]	-	115	2,270	-
高架下賃貸施設 (注)4 (東京都港区他)	その他の事業	高架下賃貸施設	24	0	- (-) [6]	-	0	24	-
本社他4事業所 及び社宅等 (注)5 (東京都千代田区他)	全社(共通)	本社、事業所 及び社宅等	4,127	92	5,126 (19)	3	930	10,280	1,156

(注)1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。

2. 北上野本線料金所他178箇所等における建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、14百万円であります。

3. 汐留駐車場他67箇所の土地等を機構等から占用しており、年間占用料の合計は、901百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[ ]で外書きしております。

4. 平和島(上り)休憩所他24箇所等における休憩所施設の土地等及び高架下賃貸施設の土地を機構等から占用しており、年間占用料の合計は169百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[ ]で外書きしております。

5. 本社他4事業所及び社宅等における建物等の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、1,274百万円であります。

6. 管理事務所等の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。

7. 現在休止中の主要な設備はありません。

8. 上記の他、主要なリース設備として社用車等を賃借しており、年間賃借料の合計は、3百万円であります。

9. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 国内子会社

令和8年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人) (注)5
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他 (注)1	合計	
首都高トール サービス西東京㈱	本社 (東京都千代田区)	高速道路事業	備品等	2	-	-	-	27	30	678 [46]
首都高トール サービス東東京㈱	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	備品等	10	3	-	-	19	33	463 [145]
首都高トール サービス神奈川㈱	本社 (横浜市西区)	高速道路事業	備品等	8	-	-	19	8	37	416 [74]
首都高パトロール㈱	本社 (東京都港区)	高速道路事業	車両運搬 具等	36	398	-	86	74	596	521 [12]
首都高カー・サポ ート㈱	本社 (東京都港区)	高速道路事業	ソフト ウェア等	-	-	-	-	1	1	73 [13]
首都高技術㈱	本社 (東京都港区)	高速道路事業	ソフト ウェア等	17	81	-	10	1,109	1,218	283 [8]
		全社(共通)	本社設備 等	251	-	-	-	293	544	
首都高メンテナンス 西東京㈱	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	営業用建 物等	100	48	-	-	69	218	90 [0]
		その他の事業	備品等	-	-	-	-	2	2	
		全社(共通)	本社設備 等	30	0	-	-	76	107	
首都高メンテナンス 東東京㈱	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	車両運搬 具等	35	212	-	-	258	506	78 [0]
		全社(共通)	本社設備 等	19	0	-	-	36	55	
首都高メンテナンス 神奈川㈱	本社 (横浜市神奈川区)	高速道路事業	ソフト ウェア等	11	62	-	14	137	225	70 [6]
		全社(共通)	本社設備 等	34	-	-	3	32	70	
首都高電気メンテ ナンス㈱	本社 (東京都千代田区)	高速道路事業	車両運搬 具等	31	138	-	-	94	264	186 [8]
		全社(共通)	本社設備 等	23	0	-	-	113	136	
首都高ETCメンテ ナンス㈱	本社 (東京都港区)	高速道路事業	備品等	9	-	-	45	123	178	96 [0]
		全社(共通)	本社設備 等	16	-	-	-	9	25	
首都高施設メンテ ナンス㈱	本社 (東京都千代田区)	高速道路事業	車両運搬 具等	23	156	-	76	89	346	103 [0]
		全社(共通)	本社設備 等	54	0	-	20	64	140	
首都高アソシエイ ト㈱	本社 (東京都千代田区)	その他の事業	備品等	-	-	-	3	-	3	45 [0]
		全社(共通)	本社設備 等	44	-	-	-	43	88	
首都高速道路サー ビス㈱	大田市場駐車場他63 箇所 (東京都大田区他)	駐車場事業	駐車施設 等	271	-	-	-	97	369	41 [8]
	大黒休憩所他15箇所 (横浜市鶴見区他)	その他の事業	営業用建 物等	1,729	-	363	-	117	2,210	
	本社等 (東京都中央区他)	全社(共通)	本社設備 等	8	2	-	-	15	27	
首都高ファシリティ マネジメント㈱	本社 (東京都中央区)	駐車場事業	備品等	-	-	-	-	0	0	22 [0]
		全社(共通)	本社設備 等	-	-	-	-	2	2	

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人) (注)5
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他 (注)1	合計	
首都高リテイル(株)	本社 (東京都中央区)	その他の事業	車両運搬 具等	-	8	-	-	8	16	11 [26]
首都高デジタル&デ ザイン(株)	本社 (東京都港区)	その他の事業	備品等	0	2	-	-	19	22	28 [4]
		全社(共通)	本社設備 等	14	-	-	0	4	18	
首都高保険サポート (株)	本社 (東京都中央区)	その他の事業	本社設備 等	0	-	-	-	0	1	6 [0]
首都高パートナーズ (株)	本社 (東京都中央区)	その他の事業	本社設備 等	0	-	-	-	1	2	3 [1]

(注)1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「無形固定資産」(リース資産を除く)の合計  
であります。

2. 建物等の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、990百万円であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 上記の他、主要なリース設備として工事車両等を賃借しており、年間賃借料の合計は、4百万円であり  
ます。

5. 従業員数の[ ]は、臨時従業員数を外書きしております。

### (3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の新設計画及び除却計画は、当連  
結会計年度末現在、下記のとおりであります。

#### 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 上尾南料金所 他185箇所等	埼玉県 上尾市 他	高速道路事業	料金徴収施設 等	218,810	119,264	自己資金及 び借入金	平成18年4月	令和23年3月
当社 汐留駐車場 他19箇所	東京都 中央区 他	駐車場事業及 びその他の事 業	駐車施設等	3,454	599	自己資金及 び借入金	令和7年3月	令和10年9月

(注)上尾南料金所他185箇所等に係る既支払額は、平成18年4月1日以降令和8年3月31日までの建設仮勘定の増加  
額を記載しております。

#### 重要な設備の除却等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	着手及び完了予定	
					着手	完了
当社 京橋料金所 他4箇所	東京都 中央区 他	高速道路事業	料金徴収施設 等	248	平成28年4月	令和12年3月

## 2【道路資産】

### (1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額74,457百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に道路資産の引渡しを行ったことから、当社は道路資産完成高66,620百万円を計上しており、その内訳は下表のとおりであります。そのほか、道路資産完成高を計上しない機構への道路資産の引渡し等を行ったことから、当社は道路資産完成原価950百万円を計上しております。なお、これらに伴う仕掛道路資産当期減少額は67,570百万円であります。

路線・区間等		帰属時期 (注)	道路資産完成高 (百万円)
都道首都高速1号線	特定更新等工事(東品川棧橋・鮫洲埋立部)	令和7年10月	41,751
都道首都高速1号線等	修繕	令和7年6月	20,451
		令和7年9月	
		令和7年12月	
		令和8年3月	
都道首都高速1号線等	特定更新等工事	令和7年6月	4,416
		令和7年9月	
		令和7年12月	
		令和8年3月	
合計		-	66,620

(注) 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

## (2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

令和8年3月31日現在

区分		年間賃借料(百万円) (注)1
地域路線網	都道首都高速1号線	183,219
	都道首都高速2号線	
	都道首都高速2号分岐線	
	都道首都高速3号線	
	都道首都高速4号線	
	都道首都高速4号分岐線	
	都道首都高速5号線	
	都道首都高速6号線	
	都道首都高速7号線	
	都道首都高速8号線	
	都道首都高速9号線	
	都道首都高速晴海線	
	都道首都高速11号線	
	都道首都高速葛飾江戸川線	
	都道首都高速板橋足立線	
	都道首都高速目黒板橋線	
	都道首都高速品川目黒線	
	都道高速湾岸線	
	都道首都高速湾岸分岐線	
	都道高速横浜羽田空港線	
	都道高速葛飾川口線	
	都道高速足立三郷線	
	都道高速板橋戸田線	
	神奈川県道高速横浜羽田空港線	
	神奈川県道高速湾岸線	
	埼玉県道高速葛飾川口線	
	埼玉県道高速足立三郷線	
	埼玉県道高速板橋戸田線	
	埼玉県道高速さいたま戸田線	
	千葉県道高速湾岸線	
	横浜市道高速1号線	
	横浜市道高速2号線	
横浜市道高速湾岸線		
横浜市道高速横浜環状北線		
横浜市道高速横浜環状北西線		
川崎市道高速縦貫線		
合計	183,219	

(注)1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度における道路資産賃借料を記載しております。この道路資産賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。

2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続を経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注)2	既支払額 (百万円) (注)3(注)4	着手	完了 (注)5
一般国道17号(新大宮上尾道路 (与野~上尾南))	65,989	8,449 [ - ]	平成29年4月	令和14年3月
改築事業(注)6	150,710	5,161 [ - ]	平成19年4月	令和18年3月
特定更新等工事(注)7	1,381,534	477,813 [ 338,914 ]	平成26年12月	令和23年3月

(注)1. 協定に基づく高速道路の新設、改築又は特定更新等工事により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 既支払額は、各路線の仕掛道路資産の残高及び既に機構に帰属した道路資産の額を記載しております。

4. 当連結会計年度末までに既に機構に帰属した道路資産の額を [ ] で記載しております。

5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

6. 改築事業の内訳は次のとおりです。

都道首都高速3号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付近付加車線増設)、都道首都高速1号線(改築)(新京橋連結路(仮称))

7. 特定更新等工事の内訳は次のとおりです。

都道首都高速1号線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)、都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線(高速大師橋)、都道首都高速1号線、都道首都高速4号線、都道首都高速4号分岐線及び都道首都高速6号線(竹橋・江戸橋JCT付近)、都道首都高速1号線(銀座・京橋出入口付近)、都道首都高速3号線(池尻・三軒茶屋出入口付近)、都道首都高速1号線(羽田トンネル付近)、その他

8. 所要資金は、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより調達する予定です。

上記のほか、機構との協定では、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において233,426百万円、また、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降において最大で7,084百万円と見込んでおります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和8年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和8年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月1日	27,000,000	27,000,000	13,500	13,500	13,500	13,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、首都公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付けで首都高速道路株式会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

## ( 5 ) 【所有者別状況】

令和 8 年 3 月 31 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	-	-	-	-	-	-	7	-
所有株式数（単元）	269,997	-	-	-	-	-	-	269,997	300
所有株式数の割合（％）	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-

## ( 6 ) 【大株主の状況】

令和 8 年 3 月 31 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区本町6丁目50番地の10	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	-	27,000,000	100.00

## ( 7 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

令和 8 年 3 月 31 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	-	-
総株主の議決権	-	269,997	-

【自己株式等】

令和8年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、経営基盤を強化することを最優先課題の一つとし、当面の間は、可能な限り社外流出を控えるとともに、将来の想定外の収入の減少や管理費用の増大等に備えて、自己資本の充実に努めてまいります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっておりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針も定めておりません。

また、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

なお、令和7年7月開催の取締役会において、当社の基本理念、経営理念、企業倫理憲章及び業務の適正を確保するための体制整備の基本方針について、グループ共通のものとする改正を行い、グループガバナンスの更なる強化を図っております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### ア．会社の機関の基本説明

##### (a) 取締役会

取締役会は、現在6名で構成され、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程にのっとり、月1回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。

##### (b) 経営会議

経営会議は、社長、執行役員、常勤監査役で構成され、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、会社の業務執行に関する基本的事項について調査・審議等するものであり、毎週1回開催を原則としております。

##### (c) 執行役員制度

当社では、経営の効率化及び執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、意思決定・監督機能と執行機能とを分離して、執行役員が業務執行に従事しております。

##### (d) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する事項を審議するため、社長、総務・人事部担当役員、監査担当役員及び社長が指名する役員をもって構成するコンプライアンス委員会を設けております。なお、コンプライアンスに関する重要事項についての助言・指導を受けるため、当該委員会には、監査役、従業員の代表及び社外有識者からなる特別委員を置き、コンプライアンスに関する基本方針その他重要事項を決定するときは、特別委員の意見を聴取することとしております。

##### (e) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名（全員、社外監査役）で構成される監査役会を設置しております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役会は、監査役会規程にのっとり月1回開催を原則とし、必要に応じて随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

#### イ．会社の内部統制システムの整備状況

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「グループ倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」を定め、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。また、法令遵守活動に関するコンプライアンス委員会を設置する他、業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段としてアラームネット（内部通報制度）を設置・運営し、通報した者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図っております。

また、文書取扱準則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### リスク管理体制の整備状況

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じております。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等については、リスク管理規則に基づき、「経営上重要なリスク」及び「リスク管理方針」を経営会議の審議を経て定め、必要に応じて見直しを行っております。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から各種マニュアルの周知を全社員に徹底し、随時、訓練を実施しております。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する入札監視委員会の審査を受け、その適正化を推進しております。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとしております。

取締役会及び経営会議については、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底しております。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、経営会議及び取締役会に報告するものとしております。

#### 連結会社の企業統治に関する事項

当社及び当社グループに属する会社における内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当しております。取締役会が定めた子会社管理規則に基づき、当社及び当社グループに属する会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

なお、当社及び当社グループに属する会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

当社の監査役は、必要に応じて当社グループに属する会社の業務状況等を監査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告しております。

当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

#### 取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	年間報酬総額（百万円）
社内取締役（5名）	97
社外取締役（1名）	8
監査役（4名）	31

（注）1．報酬総額については、平成17年9月21日開催の創立総会決議により、取締役については年額200百万円以内、監査役については年額70百万円以内となっております。

2．監査役4名は、社外監査役であります。

#### 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

平成18年5月18日開催の取締役会において以下の項目について首都高グループの業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議しております（最終改正：令和7年7月17日）。

- a 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- e 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- f 当社のグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- g 当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- h 当社のグループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- j 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制
- k 当社のグループ会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制
- l 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- m 当社の監査役は職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- n その他当社の監査役は効率的に行われることを確保するための体制

#### 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

#### 取締役会の活動状況

取締役会においては、事業計画や経営計画の決定等の重要事項の決議のほか、四半期毎の職務執行状況並びにサステナビリティに関連する課題を含む経営上重要なリスク及びリスク管理方針について報告等を行うことにより、取締役の職務を相互に監督し、職務の適法性を確保するよう努めております。

取締役会は、取締役会規程にのっとり月1回開催を原則とし、必要に応じて随時取締役会を開催することとしております。当事業年度中は14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
根岸 修史	14回	14回
寺山 徹	14回	14回
土井 弘次	14回	14回
中島 高志	14回	14回
江戸 耕介	14回	14回
佐藤 守孝	14回	14回

#### 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役（1名）及び監査役（4名）それぞれとの間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・当該取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員（退任した者も含まます。）を被保険者とし、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償する、役員等賠償責任保険契約を締結しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に行った違法行為に起因する損害等を補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (非常勤)	大久保 哲夫	昭和31年4月6日生	昭和55年4月 住友信託銀行(株)入社 平成14年4月 同 証券業務部長 平成17年7月 同 受託資産企画部長 平成18年2月 同 業務部長 平成18年6月 同 執行役員 業務部長 平成19年6月 同 執行役員 リテール部門副部門長 平成20年1月 同 常務執行役員 平成20年6月 同 取締役兼常務執行役員 平成23年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役常務執行役員 住友信託銀行(株)取締役兼常務執行役員 平成24年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役常務執行役員 三井住友信託銀行(株)取締役常務執行役員 平成25年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役専務執行役員 三井住友信託銀行(株)取締役専務執行役員 平成28年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役副社長 三井住友信託銀行(株)取締役副社長 平成29年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役社長 三井住友信託銀行(株)取締役 平成29年6月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役代表執行役社長 令和3年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役会長 令和6年10月 三井住友トラストグループ(株)取締役会長 令和8年4月 三井住友トラストグループ(株)取締役 令和8年6月 三井住友信託銀行(株)特別顧問(現在) 令和8年6月 当社取締役会長(現在)	(注)3	-
代表取締役社長	青木 由行	昭和37年12月9日生	昭和61年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成24年4月 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 平成26年6月 同 総合政策局政策課長 平成27年7月 同 道路局次長 平成29年7月 同 大臣官房建設流通政策審議官 平成30年7月 同 都市局長 令和元年7月 同 土地・建設産業局長 令和2年7月 同 不動産・建設経済局長 令和3年7月 内閣府地方創生推進事務局長 令和4年10月 (一財)不動産適正取引推進機構理事長 令和8年6月 当社代表取締役社長(現在)	(注)3	-
代表取締役	中島 高志	昭和38年1月23日生	昭和60年4月 東京都採用 平成24年7月 同 建設局企画担当部長 平成25年7月 同 建設局河川部長 平成27年7月 同 都市整備局都市基盤部長 平成30年4月 同 都市整備局理事 令和2年7月 同 建設局長 令和4年4月 同 東京都技監 令和6年6月 当社代表取締役(現在)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	池口 正晃	昭和43年10月23日生	平成6年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成25年8月 国土交通省道路局環境安全課企画専門官 平成27年7月 滋賀県土木交通部技監 平成29年4月 同 土木交通部長 平成30年7月 国土交通省中部地方整備局道路部長 令和2年4月 同 近畿地方整備局企画部長 令和3年7月 千葉県県土整備部長 令和6年7月 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長 令和7年6月 当社執行役員 令和8年6月 同 取締役(現在)	(注)3	-
取締役	矢崎 伸道	昭和43年1月18日生	平成3年4月 首都高速道路公団採用 平成26年7月 当社総務・人事部人事課長 令和元年7月 同 事業開発部事業企画課付(首都高速道路サービス(株)) 令和3年10月 同 事業開発部付(首都高速道路サービス(株)) 令和4年6月 同 事業開発部長 令和6年7月 同 経営企画部長 令和8年6月 同 取締役(現在)	(注)3	-
監査役 (常勤)	丸山 直紀	昭和47年11月10日生	平成8年4月 警察庁採用 令和元年8月 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房安全規制管理官(核セキュリティ担当) 令和2年10月 警察大学校生活安全教養部長 令和5年3月 大阪府警察本部交通部長 令和6年7月 島根県警察本部長 令和7年8月 関東管区警察局総務監察部長兼広域調整部長 令和8年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)3	-
監査役 (非常勤)	田中 里沙	昭和41年11月14日生	平成7年4月 (株)宣伝会議 月刊「宣伝会議」編集長 平成23年4月 同 取締役副社長兼編集室長 平成26年6月 日本郵便(株)社外取締役 平成28年4月 (株)宣伝会議取締役 平成28年4月 学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長(現在) 令和3年4月 国立大学法人三重大学理事・副学長(現在) 令和3年6月 井村屋グループ(株)社外取締役(現在) 令和4年6月 当社監査役(非常勤)(現在) 令和6年6月 A L S O K(株)社外取締役(現在) 令和6年6月 (株)小糸製作所社外取締役(現在) 令和6年6月 (株)秋田銀行社外取締役(現在)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	嶋津 智幸	昭和38年3月16日生	<p>昭和60年4月 大正海上火災保険(株) (現 三井住友海上火災保険(株)) 入社</p> <p>平成21年4月 三井住友海上火災保険(株)国際業務部部长 (三極事業担当) 兼 (三極事業チーム長)</p> <p>平成24年4月 同 人事部長兼MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス(株)人事部長</p> <p>平成25年10月 同 人事部長兼MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス(株)人事・総務部 (人事担当)</p> <p>平成26年4月 同 人事部長兼MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス(株)人事・総務部</p> <p>平成27年4月 同 執行役員人事部長兼MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス(株)人事・総務部</p> <p>平成28年4月 同 執行役員中国本部長</p> <p>平成30年4月 同 常務執行役員損害サポート本部長</p> <p>令和3年4月 同 取締役専務執行役員兼MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス(株)執行役員</p> <p>令和5年4月 同 取締役副社長執行役員兼MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス(株)執行役員</p> <p>令和5年6月 同 取締役副社長執行役員兼MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス(株)取締役執行役員</p> <p>令和7年4月 同 顧問兼MS &amp; ADインシュアランスグループホールディングス(株)取締役</p> <p>令和7年6月 同 顧問 (現在)</p> <p>令和8年6月 当社監査役 (非常勤) (現在)</p>	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	畑中 秀夫	昭和38年3月19日生	昭和61年4月 第一生命保険相互会社入社 平成19年4月 同 調査部部长 平成20年4月 同 調査部部长 平成22年4月 第一生命保険(株)調査部部长 平成24年4月 同 リスク管理統括部部长 平成25年4月 同 執行役員リスク管理統括部部长(リスク管理統括部、グループリスク管理・コンプライアンスユニット担当) 平成26年4月 同 執行役員グループリスク管理ユニット長兼リスク管理統括部部长(支払審査室、リスク管理統括部、総務部担当) 平成27年4月 同 執行役員(支払審査室、リスク管理統括部、総務部担当) 平成28年4月 同 常務執行役員(支払審査室、リスク管理統括部、総務部担当) 平成28年10月 第一生命ホールディングス(株)常務執行役員(監査ユニット担当) 第一生命保険(株)取締役常務執行役員(コンプライアンス統括部、法務部管掌、内部監査部担当) 平成29年4月 第一生命ホールディングス(株)常務執行役員(アセットマネジメント事業ユニット担当) 第一生命保険(株)取締役常務執行役員(特別勘定運用部、運用企画部、財務部、不動産部担当) 平成30年4月 第一生命ホールディングス(株)常務執行役員(広報ユニット担当) 第一生命保険(株)取締役常務執行役員企画・調査本部長(DSR推進室、経営企画部、調査部、広報部担当) 令和2年4月 第一生命ホールディングス(株)常務執行役員(監査ユニット担当) 第一生命保険(株)取締役常務執行役員(内部監査部担当) 令和4年4月 第一フロンティア生命保険(株)顧問 令和4年6月 同 常勤監査役 令和8年6月 当社監査役(非常勤)(現在)	(注)4	-
計					-

(注)1. 取締役会長大久保哲夫は、社外取締役であります。

2. 監査役は全員、社外監査役であります。

3. 令和8年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から令和10年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 令和8年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から令和12年3月期に係る定時株主総会の終結の時まであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役1名及び社外監査役4名と当社とは、特段の利害関係はありません。

#### (3) 【監査の状況】

##### 監査役監査の状況

監査役監査は、常勤監査役1名及び非常勤監査役3名(いずれも社外監査役)を置いて、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針(取締役会決議)に基づき、監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助しております。監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議することとなっており、また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得ることとなっております。

監査役会は、監査役会規程にのっとり月1回開催を原則とし、必要に応じて随時監査役会を開催します。当事業年度における各監査役の監査役会出席状況は、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
山口 寛峰	15回	15回
青井 康文	15回	15回
瀧名 節	15回	15回
田中 里沙	15回	13回

監査役会においては、具体的な検討内容として、監査の基本方針や監査計画の策定、会計監査人の選解任、監査報告書の作成、会計監査人の報酬への同意に関する事項等を審議いたしました。

常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。そのほか、内部監査部門、会計監査人との情報交換等を実施いたしました。

#### 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、7名のスタッフを置いて、社内規則である内部監査規則に基づき、当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施しております。監査室においては、会社及び事業に関連する法令等の遵守について検討・評価し、公正かつ客観的な立場で改善のための助言及び提案をするとともに、改善状況のフォローアップを行うことで当社各部門等の適正な業務執行へ寄与する実効性ある内部監査を行っております。内部監査の結果は、取締役会に直接報告する体制は取っていませんが、監査室から社長に報告するとともに、取締役、監査役及び経営会議にも報告しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の相互連携については、監査役会に対する監査室からの監査実施状況報告、監査役室と監査室との定期的な連絡会の開催、会計監査人からの監査実施状況報告等を通じて情報交換を図り、相互に効率的かつ効果的な監査活動が行えるよう努めております。

#### 会計監査の状況

##### a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### b 継続監査期間

平成17年以降

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 菅田 裕之  
 指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 陽子  
 指定有限責任社員 業務執行社員 都 成哲

d 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士5名及び会計士試験合格者等9名を主たる構成員とし、その他の補助者9名も加えて構成されております。

e 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、信頼性及び職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

上記方針を踏まえ、監査役会は、執行役員（取締役）、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、当社の監査役監査基準に基づき、会計監査人の職務遂行状況、監査体制等が適切であるかについて確認の上審議した結果、会計監査人の再任が適当であると判断しました。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査役監査基準を定めるとともに、会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、以下の点に留意し会計監査人の評価を行い、当連結会計年度についても、適切であると判断しております。

- ・ 会計監査人の職務遂行状況に関すること。
- ・ 会計監査人の品質管理体制（監査体制）に関すること。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	64	4	69	4
連結子会社	-	-	-	-
計	64	4	69	4

前連結会計年度及び当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（aを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	1	-	0	-
連結子会社	-	-	-	-
計	1	-	0	-

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査時間数や監査内容等を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの相当性等について必要な検討を行い、その内容は適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

当社は上場会社等ではありませんので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は上場会社等ではありませんので、記載すべき事項はありません。

## 5【従業員の状況等】

### (1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」というグループ基本理念のもと、「お客さま第一」、「地域社会との共生」、「社会的責任」、「自立する経営」、「活力あふれる職場」という5つのグループ経営理念を掲げております。

上記の理念を踏まえ、当社グループは「中期経営計画2024 - 2026」において、サステナビリティの推進、新事業創造への挑戦、生産性の向上、グループ総合力の強化の4つの基本指針を定め、当社グループの中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に向け、グループ一丸となって取り組んでおります。

これらを実現するために、当社グループでは、会社の貴重な財産である社員を「資本」として捉え、これまで培ってきた技術力やノウハウを確実に後世に伝えつつ、急激な経営環境の変化を乗り越えることができる人材の確保・育成を進めるべく、「人的資本経営の推進」、「技術力、ノウハウの伝承」、「グローバル人材の育成」の3本柱を軸とした人材戦略を推進しています。当社における人材育成方針及び社内環境整備方針並びに指標及び目標は以下のとおりです。

#### 1. 人材育成方針

当社は、以下の施策を通じて、人材育成のPDCAサイクルを構築し、会社が求める未来志向の首都高人財の確保・育成を行っています。

##### 人材育成基本方針及び人材育成プランの策定

未来志向の首都高人財を育成するための考え方をまとめた基本方針を定めるとともに、職種ごとの人材育成プランの実行により、社員一人一人が自らの専門性を磨き、必要となる知識・能力等を身に付けていきます。

##### 個人のキャリア自律の促進

社員が自身のキャリアを主体的に描き、上司との面談を通じて、ありたい自分、なりたい姿を実現させていきます。

##### 研修メニューの充実

OJT、OFF-JT、自己啓発を基本としつつ、新たな技術や課題に対応するためのリスキリングやキャリア再設計等、多様な研修プログラムを用意しています。

##### 職場におけるコミュニケーションの充実

管理職のマネジメント力強化とコミュニケーションの充実により、活力ある職場を実現していきます。

##### 人材育成を目的とした人事評価制度

人事評価制度を人材育成の重要なツールと位置付け、評価プロセス（目標設定、能力の発揮、振り返り）の中で社員の成長を促します。

以上の施策を通して、社員に永く活躍していただける環境を整えてまいります。

#### 2. 社内環境整備方針

多様な人材が、互いを尊重し合いながら、個々の立場や状況に合わせた働き方を実現することで、社員のエンゲージメントを向上させ、社員一人一人が活躍できる環境を整備するため、以下のような取組を進めています。

##### 女性及びシニア社員の活躍推進

女性社員のキャリア形成を支援するため現在も多方面の第一線で活動されている女性社外監査役との座談会の実施等、社内外のネットワーク構築支援や意識改革に取り組んでいます。また、意欲と能力、経験のあるシニア社員が引き続き当社で活躍できるよう定年年齢を段階的に65歳まで引き上げ、社員のライフプランにあった働き方を選択できるよう短時間勤務を導入しています。

##### ワーク・ライフ・バランスの充実

法定を上回る育児・介護に関する休業制度や在宅勤務制度、スライド勤務制度等の柔軟な勤務形態、結婚・育児・介護といったライフイベントに合わせた働き方を選択できるよう制度を充実させています。

これらに加え、男女ともに取得しやすい育児休業の環境整備として、人事評価制度の見直しや機動的な人員配置等により社員に対するサポート環境の構築など、組織的に対応しています。

社員の健康管理等を目的として、令和7年度より前日の終業時刻から翌日の始業時刻までに11時間以上の休息時間を確保する『勤務間インターバル制度』を試行導入しております。

健康増進施策として、健康増進アプリ「QOLism」を導入し、社員のQOL向上に取り組んでいます。

今後も、社員に対して休暇取得や時間外労働の削減を促すほか、在宅勤務制度やスライド勤務制度等の活用による多様で柔軟な働き方の推進等、安全かつ快適な労働環境の維持・向上に努めます。

#### 3. 指標及び目標

長期にわたり生き活きと働ける環境の提供を目指しており、令和6年4月1日から令和9年3月31日までを対象とした行動計画等において、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標(注)1	目標(注)1	実績
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合	3%以上	3.7% (令和8年3月31日時点)
新規採用における女性採用比率	毎年度40%程度	35% (令和7年度)
女性の育児休業取得率(注)2	100%を維持	100% (令和7年度)
男性の育児休業又は育児目的休暇取得率(注)3	100%	100% (令和7年度)
新卒採用から10年度(前後3年平均)の定着率(男性)(注)4	85%以上	81% (令和8年3月31日時点)
新卒採用から10年度(前後3年平均)の定着率(女性)(注)4	75%以上	87% (令和8年3月31日時点)

(注)1. 上記の指標及び目標は、提出会社に係るものであります。

- 公表前事業年度に育児休業をした女性労働者数を公表前事業年度に出産した女性労働者数で除して得た割合を示しています。
- 公表前事業年度に育児休業又は育児目的休暇を取得した男性労働者数を公表前事業年度に配偶者が出産した男性労働者数で除して得た割合を示しています。
- 新卒採用から10年度(前後3年平均)の定着率は、平成27年度から平成29年度までにおける新卒採用者のうち、令和8年3月31日時点において当社に在籍している者の割合を示しています。
- 連結会社においても提出会社の方針に基づき取り組んでおりますが、連結会社ごとに事業内容や役割、規模が異なり、全社一律の対応が必ずしも適当ではないことから、提出会社の戦略並びに指標及び目標を記載しています。

また、従業員の給与の額及び内容については、当社の経営状況、他の民間企業の動向やその給与水準との比較、株主である国や地方公共団体の給与水準、当社を取り巻く状況を総合的に検討して決定しております。

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

令和8年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	4,075
受託事業	[312]
駐車場事業	135
その他の事業	[39]
全社(共通)	159 [-]
計	4,369 [351]

(注)1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間平均人員を外数で記載しております。

- 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
- 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

## 提出会社の状況

令和8年3月31日現在

会社名	従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
首都高速道路株	1,156	43.6	17.7	8,848,904	4.08

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	973
受託事業	
駐車場事業	24
その他の事業	
全社(共通)	159
計	1,156

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
3. 平均勤続年数は、首都公団における勤続年数を含んでおります。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

## 労働組合の状況

提出会社の従業員により、首都高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

(a) 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1(注)3		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
3.7	84.8	69.2	71.6	76.8

(注)1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(以下「女性活躍推進法」といいます。)の規定に基づき算出したものであります。

2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)(以下「育児・介護休業法」といいます。)の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号)(以下「育児・介護休業法施行規則」といいます。)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 正規雇用労働者の賃金については、性別に関係なく同一の基準を適用しておりますが、賃金水準の高い管理的地位にある労働者層に占める男性社員が多いことにより、男女で差異が生じております。なお、正規雇用労働者における役職ごとの差異は、下記のとおりであります。

部長・課長級 96.8%

課長代理・係長級 88.7%

主任・係員級 97.6%

4. 上記指標の算出に当たっては、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

(b) 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
首都高トールサービス西東京(株)	0.0	-	94.0	92.8	82.0
首都高トールサービス東東京(株)	4.2	-	97.2	92.4	70.9
首都高トールサービス神奈川(株)	4.0	0.0	100.4	89.6	111.3
首都高パトロール(株)	-	66.7	73.7	72.9	-
首都高技術(株)	1.5	66.7	79.2	74.3	-
首都高メンテナンス神奈川(株)	0.0	-	-	-	-
首都高電気メンテナンス(株)	7.5	-	-	-	-
首都高ETCメンテナンス(株)	4.3	100.0	76.9	79.2	39.4
首都高施設メンテナンス(株)	4.0	100.0	-	-	-
首都高デジタル&デザイン(株)	37.5	-	-	-	-
首都高パートナーズ(株)	0.0	-	107.8	53.2	109.7

(注)1. 女性活躍推進法の規定に基づき算出したものであります。

2. 育児・介護休業法の規定に基づき、育児・介護休業法施行規則第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 女性活躍推進法及び育児・介護休業法の規定による公表をしない項目については、記載を省略しております。
4. 女性活躍推進法及び育児・介護休業法の規定による公表義務の対象ではない、又は公表をしない連結子会社については、記載を省略しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」により作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、EY新日本有限責任監査法人が実施するセミナー等に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	21,986	20,382
高速道路事業営業未収入金	32,692	33,076
未収入金	3,332	4,002
契約資産	49	-
有価証券	94,000	99,000
<b>棚卸資産</b>		
仕掛道路資産	185,902	192,788
貯蔵品	990	968
その他の棚卸資産	540	755
受託業務前払金	907	691
前払金	5,206	5,973
その他	1,823	1,722
貸倒引当金	222	318
流動資産合計	347,207	359,043
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	5 22,633	5 23,138
減価償却累計額	10,820	11,135
建物(純額)	11,813	12,003
構築物	5 35,404	5 35,566
減価償却累計額	18,840	22,951
構築物(純額)	16,564	12,615
機械及び装置	47,671	52,177
減価償却累計額	33,190	36,118
機械及び装置(純額)	14,480	16,059
車両運搬具	5 9,222	5 9,553
減価償却累計額	7,660	7,935
車両運搬具(純額)	1,561	1,618
工具、器具及び備品	7,296	8,150
減価償却累計額	5,009	5,640
工具、器具及び備品(純額)	2,287	2,509
土地	7,597	7,825
リース資産	369	450
減価償却累計額	158	174
リース資産(純額)	211	275
建設仮勘定	3,993	4,067
有形固定資産合計	58,511	56,974
<b>無形固定資産</b>		
リース資産	17	11
その他	2,503	3,045
無形固定資産合計	2,520	3,056

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,565	1,565
退職給付に係る資産	-	2,040
繰延税金資産	1,810	1,055
敷金	1,984	1,931
その他	2,612	2,183
貸倒引当金	37	39
投資その他の資産合計	6,934	7,737
固定資産合計	67,967	67,768
資産合計	2,341,174	2,342,811
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	32,306	30,923
短期借入金	1,950	1,780
1年以内返済予定長期借入金	5,000	5,000
リース債務	76	100
未払金	16,328	13,877
未払法人税等	1,165	1,571
預り金	275	265
受託業務契約負債	1,499	1,311
契約負債	313	316
賞与引当金	1,815	1,886
その他	1,520	1,315
流動負債合計	62,251	58,348
固定負債		
道路建設関係社債	2,415,000	2,414,500
道路建設関係長期借入金	484,226	4104,242
その他の長期借入金	13,500	14,500
リース債務	180	221
役員退職慰労引当金	172	189
退職給付に係る負債	19,774	17,290
その他	4,886	4,836
固定負債合計	272,740	286,280
負債合計	334,992	344,628
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	46,214	44,715
株主資本合計	73,214	71,715
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	5,479	8,989
その他の包括利益累計額合計	5,479	8,989
非支配株主持分	1,488	1,477
純資産合計	80,182	82,182
負債・純資産合計	415,174	426,811

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
営業収益	1 391,234	1 357,207
営業費用		
道路資産賃借料	188,918	183,219
高速道路等事業管理費及び売上原価	2 188,050	2 162,294
販売費及び一般管理費	2, 3 12,041	2, 3 11,606
営業費用合計	389,009	357,119
営業利益	2,224	87
営業外収益		
受取利息	124	386
原因者負担収入	89	119
その他	188	204
営業外収益合計	402	710
営業外費用		
支払利息	52	92
貸倒引当金繰入額	37	-
その他	15	33
営業外費用合計	105	126
経常利益	2,521	671
特別損失		
臨時損失	4 50	4 10
特別損失合計	50	10
税金等調整前当期純利益	2,471	661
法人税、住民税及び事業税	1,179	1,415
法人税等調整額	23	754
法人税等合計	1,203	2,170
当期純利益又は当期純損失( )	1,267	1,508
非支配株主に帰属する当期純損失( )	72	9
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失( )	1,340	1,498

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )	1,267	1,508
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	6,559	3,509
その他の包括利益合計	6,559	3,509
包括利益	7,826	2,001
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,899	2,011
非支配株主に係る包括利益	72	9

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	44,874	71,874	1,079	1,079	1,561	72,356
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益			1,340	1,340				1,340
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					6,559	6,559	73	6,485
当期変動額合計	-	-	1,340	1,340	6,559	6,559	73	7,826
当期末残高	13,500	13,500	46,214	73,214	5,479	5,479	1,488	80,182

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	46,214	73,214	5,479	5,479	1,488	80,182
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,498	1,498				1,498
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					3,509	3,509	10	3,499
当期変動額合計	-	-	1,498	1,498	3,509	3,509	10	2,000
当期末残高	13,500	13,500	44,715	71,715	8,989	8,989	1,477	82,182

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,471	661
減価償却費	6,951	12,200
賞与引当金の増減額（は減少）	114	70
貸倒引当金の増減額（は減少）	83	98
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	3	17
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	427	1,015
受取利息	124	386
支払利息	52	92
固定資産除却損	110	692
売上債権の増減額（は増加）	43,623	712
契約資産の増減額（は増加）	446	49
未収消費税等の増減額（は増加）	2,935	1,779
仕掛道路資産の増減額（は増加）	2 21,350	2 4,892
貯蔵品の増減額（は増加）	239	21
受託業務前払金の増減額（は増加）	39	216
前払金の増減額（は増加）	703	767
仕入債務の増減額（は減少）	14,563	1,451
未払消費税等の増減額（は減少）	2,557	2,492
受託業務契約負債の増減額（は減少）	127	188
契約負債の増減額（は減少）	182	3
その他	5,205	1,050
小計	69,856	2,913
利息の受取額	119	387
利息の支払額	1,188	1,886
法人税等の支払額	2,334	2,114
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,453	699
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	6,451	10,414
有形固定資産の売却による収入	5	18
投資有価証券の取得による支出	49	-
その他	3,440	1,127
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,935	11,523
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
道路建設関係長期借入れによる収入	36,985	39,980
道路建設関係社債発行による収入	64,863	48,397
長期借入れによる収入	3,000	6,000
長期借入金の返済による支出	5,000	5,000
道路建設関係長期借入金の増減額（は減少）	2 48,825	2 20,000
道路建設関係社債の増減額（は減少）	2 103,000	2 53,500
非支配株主への配当金の支払額	0	0
その他	405	261
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,570	15,615
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	3
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,949	3,396
現金及び現金同等物の期首残高	110,937	115,886
現金及び現金同等物の期末残高	1 115,886	1 119,282

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 19社

連結子会社の名称

首都高トールサービス西東京(株)  
首都高トールサービス東東京(株)  
首都高トールサービス神奈川(株)  
首都高パトロール(株)  
首都高カー・サポート(株)  
首都高技術(株)  
首都高メンテナンス西東京(株)  
首都高メンテナンス東東京(株)  
首都高メンテナンス神奈川(株)  
首都高電気メンテナンス(株)  
首都高E T Cメンテナンス(株)  
首都高施設メンテナンス(株)  
首都高アソシエイト(株)  
首都高速道路サービス(株)  
首都高ファシリティマネジメント(株)  
首都高リテイル(株)  
首都高デジタル&デザイン(株)  
首都高保険サポート(株)  
首都高パートナーズ(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

Shutoko International (Thailand) Company Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(Shutoko International (Thailand) Company Limited)及び関連会社(株)カリフォルニアクラブ)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

##### (a) 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

##### (b) 貯蔵品

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 2年～60年

機械及び装置 1年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

##### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社の退職一時金制度については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で収益を認識しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。

(8) グループ通算制度の適用

当社及び連結子会社は、単体納税制度を適用しておりますが、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当連結会計年度末から、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	1,810	1,055

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

## 2. 後発事象に関する会計基準等

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会) 等

### (1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

### (2) 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「後発事象に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませぬ。

### (表示方法の変更)

該当事項はありません。

### (会計上の見積りの変更)

#### (耐用年数の変更)

当社はE T C専用化拡大工事に伴い、事業完了までに除却が見込まれる固定資産について、耐用年数の短縮を行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費が4,825百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ4,825百万円減少しております。

### (追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
投資有価証券(株式)	49百万円	49百万円

2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
道路建設関係社債	150,000百万円	145,000百万円

3 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務156,500百万円(額面)(前連結会計年度159,000百万円)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	272,049百万円	235,612百万円

4 併存的債務引受

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
道路建設関係社債の減少額	103,000百万円	53,500百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	48,825	20,000

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
道路建設関係長期借入金	1,825百万円	-百万円

5 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
圧縮記帳累計額	175百万円	176百万円

6 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
当座貸越極度額		
(株)みずほ銀行	9,500百万円	9,500百万円
(株)三菱UFJ銀行	7,500	7,800
(株)三井住友銀行	4,000	4,000
(株)横浜銀行	4,000	4,000
(株)りそな銀行	300	300
借入実行残高	1,950	1,780
差引額	23,350	23,820

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
研究開発費	679百万円	602百万円

3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
給料手当	2,793百万円	2,815百万円
業務委託費	2,481	2,473
賃借料	1,226	1,269
租税公課	1,137	1,186
退職給付費用	843	634
賞与引当金繰入額	657	698

(表示方法の変更)

前連結会計年度において販売費及び一般管理費の主要な費目として記載を省略しておりました「租税公課」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

4 臨時損失

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
社会貢献による医療費助成制度 への拠出金	50百万円	10百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	6,039百万円	3,423百万円
組替調整額	519	86
法人税等及び税効果調整前	6,559	3,509
法人税等及び税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	6,559	3,509
その他の包括利益合計	6,559	3,509

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
普通株式	27,000	-	-	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
普通株式	27,000	-	-	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
現金及び預金勘定	21,986百万円	20,382百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	100	100
預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定)	94,000	99,000
現金及び現金同等物	115,886	119,282

2 前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(は減少)」48,825百万円及び「道路建設関係社債の増減額(は減少)」103,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い営業活動によるキャッシュ・フロー「仕掛道路資産の増減額(は増加)」21,350百万円には道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産の額98,525百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(は減少)」20,000百万円及び「道路建設関係社債の増減額(は減少)」53,500百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い営業活動によるキャッシュ・フロー「仕掛道路資産の増減額(は増加)」4,892百万円には道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産の額66,620百万円が含まれております。

3 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	138百万円	143百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	150	158

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(a) 有形固定資産

主として、事務用機器及び社用車(車両運搬具)であります。

(b) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
1年内	183,219	209,309
1年超	9,473,092	9,256,141
合計	9,656,311	9,465,450

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む「都道首都高速1号線等に関する協定」について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む「都道首都高速1号線等に関する協定」が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

道路資産以外の未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
1年内	546	459
1年超	610	571
合計	1,157	1,030

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、E T C 料金に係るカード会社の未収入金が大部分を占めており、信用リスクは僅少であります。

有価証券は、譲渡性預金の残高であります。当社における一時的な余資の運用は社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債を対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金の一部は変動金利ですが、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられるまでの期間が最長5年と短いため、金利の変動リスクは低くなっております。

その他の長期借入金は、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部門が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和7年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 道路建設関係社債	150,000	147,368	2,632
(2) 道路建設関係長期借入金	84,226	83,178	1,047
(3) その他の長期借入金（1 年以内返済予定長期借入 金を含む）	18,500	18,396	103
負債計	252,726	248,942	3,783

当連結会計年度（令和8年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 道路建設関係社債	145,000	141,198	3,802
(2) 道路建設関係長期借入金	104,242	101,804	2,437
(3) その他の長期借入金（1 年以内返済予定長期借入 金を含む）	19,500	19,280	219
負債計	268,742	262,282	6,459

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、高速道路事業営業未収入金、有価証券及び高速道路事業営業未  
 払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上  
 額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	565	565

(\*3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用するこ  
 とにより、当該価額が変動することもあります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（令和7年3月31日）

	1年以内（百万円）
現金及び預金	21,986
高速道路事業営業未収入金	32,692
有価証券	94,000
合計	148,679

当連結会計年度（令和8年3月31日）

	1年以内（百万円）
現金及び預金	20,174
高速道路事業営業未収入金	33,076
有価証券	99,000
合計	152,251

(注) 2. 社債及び長期借入金の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(令和7年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
道路建設関係社債	-	-	20,000	65,000	65,000	-
道路建設関係長期借入金	-	-	10,220	30,000	37,000	7,006
その他の長期借入金	5,000	5,000	5,000	2,500	1,000	-
合計	5,000	5,000	35,220	97,500	103,000	7,006

当連結会計年度(令和8年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
道路建設関係社債	-	-	35,000	65,000	45,000	-
道路建設関係長期借入金	-	236	20,000	37,000	40,000	7,006
その他の長期借入金	5,000	5,000	2,500	4,000	3,000	-
合計	5,000	5,236	57,500	106,000	88,000	7,006

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(令和7年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債	-	147,368	-	147,368
道路建設関係長期借入金	-	83,178	-	83,178
その他の長期借入金(1年以内返済予定長期借入金を含む)	-	18,396	-	18,396
負債計	-	248,942	-	248,942

当連結会計年度(令和8年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債	-	141,198	-	141,198
道路建設関係長期借入金	-	101,804	-	101,804
その他の長期借入金(1年以内返済予定長期借入金を含む)	-	19,280	-	19,280
負債計	-	262,282	-	262,282

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

**道路建設関係社債**

当社の発行する道路建設関係社債の時価は、相場価格により算定しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

**道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金**

道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金ごとに、その元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価と近似していると考えられるため、帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(令和7年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他 譲渡性預金	94,000	94,000	-
	小計	94,000	94,000	-
合計		94,000	94,000	-

当連結会計年度(令和8年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他 譲渡性預金	99,000	99,000	-
	小計	99,000	99,000	-
合計		99,000	99,000	-

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付制度として非積立型の退職一時金制度及び積立型の企業年金制度を採用しております。

連結子会社は、確定給付制度として非積立型の退職一時金制度を採用しております。一部の連結子会社は、確定給付制度として積立型の企業年金制度を併用しております。一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、連結子会社の退職一時金制度については、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
退職給付債務の期首残高	37,296百万円	30,404百万円
勤務費用	1,377	1,095
利息費用	134	550
数理計算上の差異の発生額	5,648	2,168
退職給付の支払額	2,099	2,340
過去勤務費用の発生額	748	-
従業員拠出額	93	96
退職給付債務の期末残高	30,404	27,636

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
年金資産の期首残高	14,046百万円	14,414百万円
期待運用収益	294	321
数理計算上の差異の発生額	358	1,254
事業主等からの拠出額	1,162	1,204
退職給付の支払額	731	738
年金資産の期末残高	14,414	16,456

(3) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	3,511百万円	3,784百万円
退職給付費用	664	619
退職給付の支払額	391	334
退職給付に係る負債の期末残高	3,784	4,069

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	15,927百万円	14,415百万円
年金資産	14,414	16,456
	1,512	2,040
非積立型制度の退職給付債務	18,262	17,290
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	19,774	15,249
退職給付に係る資産	-	2,040
退職給付に係る負債	19,774	17,290
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	19,774	15,249

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
勤務費用	1,377百万円	1,095百万円
利息費用	134	550
期待運用収益	294	321
数理計算上の差異の費用処理額	602	170
過去勤務費用の費用処理額	83	83
簡便法で計算した退職給付費用	664	619
確定給付制度に係る退職給付費用	2,401	2,030

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
過去勤務費用	665百万円	83百万円
数理計算上の差異	5,893	3,593
合計	6,559	3,509

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
未認識過去勤務費用	691百万円	608百万円
未認識数理計算上の差異	4,788	8,381
合計	5,479	8,989

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
株式	33.5%	33.7%
債券	42.0	41.2
その他	24.5	25.1
合計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
割引率	1.9%	2.9%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率	2.0%	1.9%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日) 44百万円、当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日) 44百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	81百万円	112百万円
賞与引当金	579	600
退職給付に係る負債	6,066	5,401
役員退職慰労引当金	53	61
未払事業税	215	257
税務上の繰越欠損金(注2)	3,102	2,696
連結会社間内部利益消去	272	291
その他	634	2,751
繰延税金資産小計	11,005	12,173
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	3,102	2,691
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,092	7,783
評価性引当額小計(注1)	9,195	10,474
繰延税金資産合計	1,810	1,698
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	-	643
繰延税金負債合計	-	643
繰延税金資産の純額	1,810	1,055

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の増加であります。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	3,102	3,102
評価性引当額	-	-	-	-	-	3,102	3,102
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(令和8年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	824	1,872	2,696
評価性引当額	-	-	-	-	824	1,866	2,691
繰延税金資産	-	-	-	-	-	5	(2)5

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
税務上の繰越欠損金の利用	0.0	60.8
住民税均等割	1.6	6.4
法人税額特別控除	1.8	12.6
評価性引当額の増減	34.7	324.7
連結子会社の税率差異	4.9	15.8
税率変更による増額修正	0.7	-
その他	20.6	23.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.7	328.0

3. 法人税及び地方法人税に係る税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、単体納税制度を適用しておりますが、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当連結会計年度末から、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(公共施設等運営事業関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計		
料金収入	276,048	-	-	276,048	-	276,048
道路資産完成高	98,525	-	-	98,525	-	98,525
その他	89	-	7,998	8,088	4,632	12,721
顧客との契約から生じる収益	374,663	-	7,998	382,662	4,632	387,295
その他の収益	-	3,541	-	3,541	397	3,938
外部顧客への売上高	374,663	3,541	7,998	386,204	5,030	391,234

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計		
料金収入	275,666	-	-	275,666	-	275,666
道路資産完成高	66,620	-	-	66,620	-	66,620
その他	155	-	5,011	5,167	5,690	10,858
顧客との契約から生じる収益	342,442	-	5,011	347,454	5,690	353,145
その他の収益	-	3,649	-	3,649	411	4,061
外部顧客への売上高	342,442	3,649	5,011	351,104	6,102	357,207

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、144,452百万円であり、当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和7年から令和23年の間で収益を認識することを見込んでおります。

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、159,570百万円であり、当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和8年から令和23年の間で収益を認識することを見込んでおります。

(棚卸資産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	374,663	3,541	7,998	386,204	5,030	391,234	-	391,234
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	10	-	10	983	993	993	-
計	374,663	3,551	7,998	386,214	6,013	392,227	993	391,234
セグメント利益	677	977	195	1,850	373	2,224	-	2,224
セグメント資産	266,361	3,778	907	271,047	5,120	276,167	139,006	415,174
その他の項目								
減価償却費	5,625	370	-	5,996	178	6,174	776	6,951
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	5,963	174	-	6,138	87	6,225	1,069	7,295

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額 993百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額139,006百万円は、全社（共通）資産であり、その主なものは余資運用資金（有価証券）94,000百万円及び現金及び預金21,986百万円であります。

(3) 減価償却費の調整額776百万円は、各事業共用の固定資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,069百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	342,442	3,649	5,011	351,104	6,102	357,207	-	357,207
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	6	-	6	1,759	1,765	1,765	-
計	342,442	3,656	5,011	351,110	7,861	358,972	1,765	357,207
セグメント利益又 は損失( )	1,535	978	199	358	445	87	-	87
セグメント資産	271,861	3,828	691	276,381	6,075	282,457	144,354	426,811
その他の項目								
減価償却費	10,796	367	-	11,163	202	11,365	834	12,200
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	8,859	419	-	9,279	784	10,063	1,732	11,796

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額 1,765百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額144,354百万円は、全社(共通)資産であり、その主なものは余資運用資金(有価証券)99,000百万円及び現金及び預金20,382百万円であります。

(3) 減価償却費の調整額834百万円は、各事業共用の固定資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,732百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	98,527	高速道路事業

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	66,622	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	東京都	東京都新宿区	-	東京都行政	(被所有) 直接 26.7%	医療費助成拠出金の支払	医療費助成拠出金の支払（注）	50	-	-

（注）社会貢献による医療費助成拠出金であります。

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	東京都	東京都新宿区	-	東京都行政	(被所有) 直接 26.7%	医療費助成拠出金の支払	医療費助成拠出金の支払（注）	10	-	-

（注）社会貢献による医療費助成拠出金であります。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の  
子会社等

前連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債 務返済機 構	横浜市西 区	5,651,733	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借 料の支払 (注)1	188,918	高速道路 事業営業 未払金	17,317
						道路資産完成高 及び債務引受け 等	道路資産完成 高	98,525	高速道路 事業営業 未収入金	6,850
							道路資産完成 原価	98,809	-	-
						借入金等の連帯 債務	債務引受けに 伴う借入金等 債務の減少額 (注)2	151,825	高速道路 事業営業 未払金	8
							債務保証 (注)2	272,049	-	-
						資金の借入	資金の借入 (注)3	16	道路建設 関係長期 借入金	7,226

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項に規定する協定に基づき、支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

## 当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市西区	5,651,791	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注)1 (注)2	183,219	高速道路事業営業未払金	16,795
						道路資産完成高及び債務引受け等	道路資産完成高	66,620	高速道路事業営業未収入金	6,628
							道路資産完成原価	67,570	-	-
							債務引受けに伴う借入金等債務の減少額 (注)3	73,500	-	-
						借入金等の連帯債務	債務保証 (注)3	235,612	-	-
						資金の借入	資金の借入 (注)4	16	道路建設関係長期借入金	7,242

(注)1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項に規定する協定に基づき、支払を行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付けで締結し、令和6年3月28日付けで一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、令和8年3月27日付けで一部変更しております。なお、これによる当連結会計年度の道路資産賃借料の支払額の変更はありません。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

該当事項はありません。

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1株当たり純資産額	2,914.59円	2,989.07円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )	49.63円	55.51円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額( )(百万円)	1,340	1,498
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額( )(百万円)	1,340	1,498
期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	80,182	82,182
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,488	1,477
(うち非支配株主持分(百万円))	(1,488)	(1,477)
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	78,693	80,705
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【道路建設関係社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
首都高速道路(株)	首都高速道路株式会社第31回社債	令和5年 1月24日	20,000	-	0.608	有	令和9年 12月20日
	首都高速道路株式会社第32回社債	令和5年 10月18日	30,000	-	0.528	有	令和10年 9月20日
	首都高速道路株式会社第33回社債	令和6年 2月22日	35,000	35,000	0.523	有	令和10年 12月20日
	首都高速道路株式会社第34回社債	令和6年 10月24日	30,000	30,000	0.759	有	令和11年 9月20日
	首都高速道路株式会社第35回社債	令和7年 2月13日	35,000	35,000	1.108	有	令和11年 12月20日
	首都高速道路株式会社第36回社債	令和7年 10月23日	-	25,000	1.371	有	令和12年 9月20日
	首都高速道路株式会社第3回社債(私募)	令和7年 10月23日	-	-	0.774	有	令和8年 10月23日
	首都高速道路株式会社第37回社債	令和8年 2月13日	-	20,000	1.818	有	令和12年 12月20日
合計	-	-	150,000	145,000	-	-	-

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が53,500百万円減少しております。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
-	-	35,000	65,000	45,000

## 【道路建設関係長期借入金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
道路建設関係長期借入金(注)2(注)4	84,226	104,242	1.13	令和10年3月～ 令和18年3月
合計	84,226	104,242	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 道路建設関係長期借入金のうち、7,242百万円は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が20,000百万円減少しております。

4. 道路建設関係長期借入金の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
道路建設関係長期借入金	236	20,000	37,000	40,000

【その他の借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,950	1,780	-	-
1年以内に返済予定のその他の長期借入金	5,000	5,000	0.23	-
1年以内に返済予定のリース債務	76	100	2.45	-
その他の長期借入金(注)2 (1年以内に返済予定のものを除く。)	13,500	14,500	1.13	令和9年9月～ 令和13年3月
リース債務(注)2 (1年以内に返済予定のものを除く。)	180	221	3.02	令和9年4月～ 令和15年2月
合計	20,706	21,601	-	-

(注)1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. その他の長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
その他の長期借入金	5,000	2,500	4,000	3,000
リース債務	90	67	33	15

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	9,399	8,326
高速道路事業営業未収入金	32,733	33,117
未収入金	1,744	2,385
契約資産	49	-
有価証券	94,000	99,000
<b>棚卸資産</b>		
仕掛道路資産	185,489	192,401
貯蔵品	532	497
受託業務前払金	917	728
前払金	1,666	2,085
前払費用	166	188
その他	898	909
貸倒引当金	220	311
流動資産合計	327,376	339,328
<b>固定資産</b>		
<b>高速道路事業固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	4,430	4,429
減価償却累計額	1,513	1,900
建物(純額)	2,787	2,349
構築物	4,332	4,332
減価償却累計額	17,312	21,346
構築物(純額)	16,010	12,108
機械及び装置	47,481	51,960
減価償却累計額	33,001	35,924
機械及び装置(純額)	14,480	16,036
車両運搬具	3,400	4,347
減価償却累計額	2,843	2,985
車両運搬具(純額)	556	486
工具、器具及び備品	1,618	1,712
減価償却累計額	1,276	1,368
工具、器具及び備品(純額)	342	344
土地	268	268
リース資産	7	7
減価償却累計額	0	2
リース資産(純額)	6	5
建設仮勘定	3,316	3,143
有形固定資産合計	37,769	34,741
無形固定資産	466	534
高速道路事業固定資産合計	38,235	35,275
<b>関連事業固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	7,038	7,038
減価償却累計額	3,710	3,975
建物(純額)	3,328	3,063
構築物	257	257
減価償却累計額	113	129
構築物(純額)	143	128

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
機械及び装置	13	13
減価償却累計額	4	5
機械及び装置(純額)	8	7
工具、器具及び備品	385	384
減価償却累計額	221	268
工具、器具及び備品(純額)	163	116
土地	1,928	2,066
建設仮勘定	116	599
有形固定資産合計	5,690	5,981
関連事業固定資産合計	5,690	5,981
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,785	4,927
減価償却累計額	4,188	3,821
建物(純額)	3,596	4,106
構築物	70	70
減価償却累計額	45	49
構築物(純額)	24	21
機械及び装置	69	58
減価償却累計額	44	37
機械及び装置(純額)	24	20
車両運搬具	4,179	4,225
減価償却累計額	161	153
車両運搬具(純額)	17	71
工具、器具及び備品	1,256	1,339
減価償却累計額	696	768
工具、器具及び備品(純額)	559	571
土地	5,264	5,126
リース資産	15	15
減価償却累計額	9	11
リース資産(純額)	6	3
建設仮勘定	439	189
有形固定資産合計	9,934	10,110
無形固定資産		
ソフトウェア	459	523
その他	4	3
無形固定資産合計	463	527
各事業共用固定資産合計	10,398	10,638
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	1,233	1,233
投資有価証券	486	486
従業員に対する長期貸付金	23	39
繰延税金資産	621	307
敷金	1,049	1,038
その他の投資等	12	20
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>3,426</b>	<b>3,126</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>57,749</b>	<b>55,020</b>
<b>資産合計</b>	<b>1, 2 385,126</b>	<b>1, 2 394,349</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
高速道路事業営業未払金	44,406	43,248
1年以内返済予定長期借入金	5,000	5,000
リース債務	4	4
未払金	6,650	3,919
未払費用	154	234
未払法人税等	537	950
預り金	106	101
受託業務契約負債	1,499	1,311
契約負債	38	18
前受収益	9	48
賞与引当金	1,074	1,109
その他	643	650
<b>流動負債合計</b>	<b>60,124</b>	<b>56,597</b>
<b>固定負債</b>		
道路建設関係社債	1, 3 150,000	1, 3 145,000
道路建設関係長期借入金	3 84,226	3 104,242
その他の長期借入金	13,500	14,500
リース債務	8	4
退職給付引当金	20,976	19,707
役員退職慰労引当金	21	30
その他	4,645	4,606
<b>固定負債合計</b>	<b>273,378</b>	<b>288,089</b>
<b>負債合計</b>	<b>333,503</b>	<b>344,687</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	13,500	13,500
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	13,500	13,500
<b>資本剰余金合計</b>	<b>13,500</b>	<b>13,500</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
安全対策・サービス高度化積立金	4,898	4,576
別途積立金	12,408	12,347
繰越利益剰余金	7,316	5,738
<b>利益剰余金合計</b>	<b>24,623</b>	<b>22,662</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>51,623</b>	<b>49,662</b>
<b>純資産合計</b>	<b>51,623</b>	<b>49,662</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>385,126</b>	<b>394,349</b>

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>		
<b>営業収益</b>		
料金収入	276,048	275,666
道路資産完成高	98,525	66,620
受託業務収入	1	1
その他の売上高	87	153
<b>営業収益合計</b>	<b>374,663</b>	<b>342,442</b>
<b>営業費用</b>		
道路資産賃借料	188,918	183,219
道路資産完成原価	98,809	67,570
管理費用	88,085	94,582
受託業務費用	1	1
<b>営業費用合計</b>	<b>375,814</b>	<b>345,374</b>
<b>高速道路事業営業損失( )</b>	<b>1,151</b>	<b>2,931</b>
<b>関連事業営業損益</b>		
<b>営業収益</b>		
駐車場事業収入	1,349	1,389
休憩所等事業収入	948	806
高架下事業収入	127	128
受託業務収入	7,998	5,011
<b>営業収益合計</b>	<b>10,425</b>	<b>7,336</b>
<b>営業費用</b>		
駐車場事業費	1,201	1,256
休憩所等事業費	702	610
高架下事業費	109	115
受託業務費用	7,955	4,822
<b>営業費用合計</b>	<b>9,968</b>	<b>6,804</b>
<b>関連事業営業利益</b>	<b>1,456</b>	<b>1,532</b>
<b>全事業営業損失( )</b>	<b>694</b>	<b>2,399</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	51
有価証券利息	116	306
受取配当金	2,642	2,727
雑収入	166	187
<b>営業外収益合計</b>	<b>925</b>	<b>1,272</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	41	74
雑損失	7	24
<b>営業外費用合計</b>	<b>49</b>	<b>99</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>181</b>	<b>1,225</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
特別損失		
臨時損失	3 50	3 10
特別損失合計	50	10
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	131	1,235
法人税、住民税及び事業税	17	412
法人税等調整額	83	313
法人税等合計	100	725
当期純利益又は当期純損失( )	31	1,961

## 【営業費用明細書】

## (1) 事業別科目別内訳書

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
	金額		金額	
高速道路事業営業費用				
1 道路資産賃借料		188,918		183,219
2 道路資産完成原価		98,809		67,570
3 管理費用				
(1) 維持修繕費	47,470		47,925	
(2) 管理業務費	30,249		36,051	
(3) 一般管理費	10,365	88,085	10,605	94,582
4 受託業務費用		1		1
高速道路事業営業費用合計			375,814	345,374
関連事業営業費用				
1 駐車場事業費				
(1) 駐車場事業原価	687		698	
(2) 一般管理費	514	1,201	557	1,256
2 休憩所等事業費				
(1) 休憩所等事業原価	611		503	
(2) 一般管理費	90	702	106	610
3 高架下事業費				
(1) 高架下事業原価	104		109	
(2) 一般管理費	4	109	5	115
4 受託業務費用		7,955		4,822
関連事業営業費用合計			9,968	6,804
全事業営業費用合計			385,783	352,178

(2) 科目明細書  
 高速道路事業原価明細書

(単位：百万円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
		金額		金額	
1. 営業費用					
道路資産賃借料			188,918		183,219
道路資産完成原価					
用地費					
土地代		-		34	
労務費		0		2	
外注費		-		1	
経費		5		2	
金利等		0		0	
一般管理費人件費		0		2	
一般管理費経費		67	73	1	43
建設費					
労務費		2,397		2,092	
外注費		87,881		54,518	
経費		1,823		1,554	
金利等		571		709	
一般管理費人件費		2,417		2,135	
一般管理費経費		1,529	96,619	1,668	62,678
除却工事費用その他					
外注費			2,116		4,848
管理費用					
維持修繕費					
人件費		2,030		2,066	
経費		45,439	47,470	45,859	47,925
管理業務費					
人件費		1,743		1,572	
経費		28,506	30,249	34,479	36,051
一般管理費					
人件費		3,898		3,822	
経費		6,467	10,365	6,783	10,605
受託業務費用					
			1		1
2. 営業外費用					
支払利息			41		74
雑損失			7		13
3. 特別損失					
臨時損失			50		10
高速道路事業営業費用等合計			375,913		345,472
4. 法人税、住民税及び事業税			-		-
5. 法人税等調整額			-		225
高速道路事業総費用合計			375,913		345,698

(注) 1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第78条第2項第6号の規定により、「高速道路事業等会計規則」に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。  
 2. 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

駐車場事業原価

(単位：百万円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
労務費	1	1	0.2	2	0.4
経費		685	99.8	695	99.6
駐車場事業原価		687	100.0	698	100.0

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	前事業年度	項目	当事業年度
賃借料	359	賃借料	370
減価償却費	269	減価償却費	269

休憩所等事業原価

(単位：百万円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
労務費	1	50	8.2	16	3.2
経費		561	91.8	487	96.8
休憩所等事業原価		611	100.0	503	100.0

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	前事業年度	項目	当事業年度
業務委託費	432	業務委託費	377
減価償却費	58	減価償却費	58

高架下事業原価

(単位：百万円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
労務費	1	2	2.8	2	2.3
経費		101	97.2	107	97.7
高架下事業原価		104	100.0	109	100.0

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	前事業年度	項目	当事業年度
賃借料	86	賃借料	94
業務委託費	6	業務委託費	7

受託業務費用

(単位：百万円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
労務費	1	179	2.3	223	4.8
経費		7,763	97.7	4,409	95.2
当期総製造費用		7,942	100.0	4,633	100.0
期首受託業務前払金		930		917	
合計		8,873		5,550	
期末受託業務前払金		917		728	
受託業務費用		7,955		4,822	

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	前事業年度	項目	当事業年度
外注費	2,032	外注費	2,608
補償費	2,303	補償費	798

2. 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

業務委託費	3,109百万円
給料手当	2,002
租税公課	1,107
賞与引当金繰入額	606
退職給付費用	767
減価償却費	177
役員退職慰労引当金繰入額	4

（注）一般管理費の合計は10,976百万円であります。

当事業年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

業務委託費	3,882百万円
給料手当	2,058
租税公課	1,157
賞与引当金繰入額	641
退職給付費用	568
減価償却費	165
役員退職慰労引当金繰入額	4

（注）一般管理費の合計は11,276百万円であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金					
				安全対策・ サービス高 度化積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	4,898	11,190	8,502	24,591	51,591	51,591
当期変動額									
別途積立金の積立					1,218	1,218	-	-	-
当期純利益						31	31	31	31
当期変動額合計	-	-	-	-	1,218	1,186	31	31	31
当期末残高	13,500	13,500	13,500	4,898	12,408	7,316	24,623	51,623	51,623

当事業年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金					
				安全対策・ サービス高 度化積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	4,898	12,408	7,316	24,623	51,623	51,623
当期変動額									
安全対策・サー ビス高度化積立金の 取崩				322		322	-	-	-
別途積立金の取崩					61	61	-	-	-
当期純損失（ ）						1,961	1,961	1,961	1,961
当期変動額合計	-	-	-	322	61	1,577	1,961	1,961	1,961
当期末残高	13,500	13,500	13,500	4,576	12,347	5,738	22,662	49,662	49,662

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	1～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で収益を認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. グループ通算制度の適用

当社は、単体納税制度を適用していますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当事業年度末から、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	621	307

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社はETC専用化拡大工事に伴い、事業完了までに除却が見込まれる固定資産について、耐用年数の短縮を行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当会計年度の減価償却費が4,825百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ4,825百万円増加しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
道路建設関係社債	150,000百万円	145,000百万円

2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務156,500百万円(額面)(前事業年度159,000百万円)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	272,049百万円	235,612百万円

3 併存的債務引受

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
道路建設関係社債の減少額	103,000百万円	53,500百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	48,825	20,000

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
道路建設関係長期借入金	1,825百万円	-百万円

4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
圧縮記帳累計額	175百万円	176百万円

5 関連事業固定資産内訳  
 有形固定資産

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
駐車場事業	3,406百万円	3,454百万円
休憩所等事業	2,202	2,349
高架下事業	80	177
有形固定資産	5,690	5,981

6 当座貸越契約

当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。  
 当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
当座貸越極度額		
(株)みずほ銀行	8,000百万円	8,000百万円
(株)三菱UFJ銀行	4,000	4,000
(株)三井住友銀行	4,000	4,000
(株)横浜銀行	4,000	4,000
借入実行残高	-	-
差引額	20,000	20,000

(損益計算書関係)

1 関連事業営業利益の内訳

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
駐車場事業営業利益	147百万円	133百万円
休憩所等事業営業利益	246	195
高架下事業営業利益	18	13
受託業務事業営業利益	43	189
関連事業営業利益	456	532

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
関係会社からの受取配当金	642百万円	727百万円

3 臨時損失

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
社会貢献による医療費助成制度 への拠出金	50百万円	10百万円

4 減価償却実施額

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
有形固定資産	5,015百万円	10,141百万円
無形固定資産	322	322

## (有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は1,233百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は1,233百万円)は、市場価格のない株式等であることから、記載していません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	69百万円	98百万円
賞与引当金	328	349
退職給付引当金	6,600	6,209
役員退職慰労引当金	6	9
未払事業税	159	200
税務上の繰越欠損金	2,891	2,465
その他	407	2,206
繰延税金資産小計	10,464	11,539
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,891	2,465
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,951	8,765
評価性引当額小計	9,843	11,231
繰延税金資産合計	621	307

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	149.1	-
税務上の繰越欠損金の利用	-	-
住民税均等割	13.0	-
その他	181.4	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	75.9	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

## 3. 法人税及び地方法人税に係る税効果会計の会計処理

当社は、単体納税制度を適用していますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当事業年度末から、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しております。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

( 1株当たり情報 )

項目	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1株当たり純資産額	1,911.97円	1,839.33円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )	1.17円	72.63円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額( )(百万円)	31	1,961
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額( )(百万円)	31	1,961
期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	51,623	49,662
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	51,623	49,662
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(譲渡性預金)		
		(株)三井住友銀行	-	80,000
		(株)みずほ銀行	-	19,000

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却 累計額	当期償却費	差引期末 簿価
高速道路事業	有形固定資産	建物	4,300	83	135	4,249	1,900	467	2,349
		構築物	33,323	458	326	33,454	21,346	4,347	12,108
		機械及び装置	47,481	6,360	1,881	51,960	35,924	4,301	16,036
		車両運搬具	3,400	149	78	3,471	2,985	219	486
		工具、器具及び備品	1,618	98	4	1,712	1,368	96	344
		土地	268	-	-	268	-	-	268
		リース資産	7	-	-	7	2	1	5
		建設仮勘定	3,316	6,977	7,150	3,143	-	-	3,143
		計	93,717	14,128	9,577	98,268	63,527	9,433	34,741
		無形固定資産	466	434	210	690	-	156	534
	合計	94,183	14,562	9,787	98,958	63,527	9,589	35,275	
駐車場事業	有形固定資産	建物	6,796	-	-	6,796	3,821	254	2,974
		構築物	203	0	-	204	100	12	103
		機械及び装置	11	-	-	11	4	1	7
		工具、器具及び備品	140	-	-	140	139	0	0
		建設仮勘定	52	319	2	368	-	-	368
		計	7,203	319	2	7,520	4,066	269	3,454
	合計	7,203	319	2	7,520	4,066	269	3,454	
休憩所等事業	有形固定資産	建物	181	62	62	181	117	9	64
		構築物	52	0	0	52	27	3	24
		工具、器具及び備品	240	1	2	239	124	46	115
		土地	1,928	138	-	2,066	-	-	2,066
		建設仮勘定	11	66	-	78	-	-	78
		計	2,414	268	65	2,618	269	58	2,349
	合計	2,414	268	65	2,618	269	58	2,349	
高架下事業	有形固定資産	建物	60	-	-	60	36	1	24
		構築物	1	-	-	1	1	0	0
		機械及び装置	1	-	-	1	1	0	0
		工具、器具及び備品	4	-	-	4	4	0	0
		建設仮勘定	53	99	-	152	-	-	152
		計	121	99	-	221	43	2	177
	合計	121	99	-	221	43	2	177	

(単位：百万円)

区分	資産の種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却 累計額	当期償却費	差引期末 簿価
各事業 共用	有形 固定 資産	建物	7,785	817	674	7,927	3,821	243	4,106
		構築物	70	0	0	70	49	3	21
		機械及び装置	69	-	11	58	37	3	20
		車両運搬具	179	66	21	225	153	12	71
		工具、器具及び備品	1,256	128	45	1,339	768	111	571
		土地	5,264	-	138	5,126	-	-	5,126
		リース資産	15	-	-	15	11	2	3
		建設仮勘定	439	762	1,013	189	-	-	189
		計	15,080	1,776	1,904	14,952	4,842	378 (204)	10,110 (8,644)
		無形固定資産	463	292	62	693 (450)	-	165	527
	合計	15,544	2,068	1,967	15,646	4,842	544	10,638	
その他	有形 固定 資産	土地	0	-	-	0	-	-	0
		合計	0	-	-	0	-	-	0 (0)

- (注) 1. 各事業共用固定資産の主なものは事務所、社宅となっております。  
 2. ( )書きは高速道路事業配賦分となっております。  
 配賦基準は、当期償却費は勤務時間比、当期末残高及び差引期末簿価は固定資産比となっております。  
 3. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。  
 高速道路事業固定資産(機械及び装置) ETC中央装置 6,065百万円  
 当期減少額のうち主なものは以下のとおりであります。  
 高速道路事業固定資産(機械及び装置) ETC中央装置 1,161百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	220	93	3	-	311
賞与引当金	1,074	3,377	3,342	-	1,109
役員退職慰労引当金	21	8	-	-	30

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券、1,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 首都高速道路株式会社経営企画部
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。株主2名(合計14,533,319株を保有)から株券不所持の申し出を受け、その株式については株券不発行となっております。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第20期）（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日） | 令和7年6月20日<br>関東財務局長に提出  |
| (2) 訂正発行登録書   | 令和7年8月8日<br>関東財務局長に提出   |
| (3) 発行登録追補書類及びその添付書類                                      | 令和7年10月17日<br>関東財務局長に提出 |
| (4) 半期報告書<br>事業年度（第21期中）（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）          | 令和7年12月19日<br>関東財務局長に提出 |
| (5) 発行登録追補書類及びその添付書類                                      | 令和8年2月6日<br>関東財務局長に提出   |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重要な影響を与える要因についてイ.機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
- 2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）とします。）をいいます。
- 3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

令和8年3月31日現在

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注)1	令和3年10月7日	50,000	非上場
首都高速道路株式会社 第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注)2	令和4年2月17日	25,000	非上場

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注)3	令和4年10月20日	28,000	非上場
首都高速道路株式会社 第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注)4	令和5年1月24日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注)5	令和5年10月18日	30,000	非上場
首都高速道路株式会社 第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年2月22日	35,000	非上場
首都高速道路株式会社 第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年10月24日	30,000	非上場
首都高速道路株式会社 第35回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和7年2月13日	35,000	非上場
首都高速道路株式会社 第36回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和7年10月23日	25,000	非上場
首都高速道路株式会社 第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付及び分割制限付少人数私募) (注)6	令和7年10月23日	3,500	非上場
首都高速道路株式会社 第37回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和8年2月13日	20,000	非上場

- (注)1. 令和6年6月28日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。  
 2. 令和6年12月27日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。  
 3. 令和7年3月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。  
 4. 令和7年9月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。  
 5. 令和8年3月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。  
 6. 令和7年12月26日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本有価証券報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
設立根拠法	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
	子会社及び関連会社はありません（令和8年3月31日現在）。
役員	機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
	また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。
	理事長・・・令和12年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
	理事・・・令和9年9月30日まで（2年）
	監事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）

#### 資本金及び資本構成

令和7年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,651,791百万円
政府出資金	4,120,270百万円
地方公共団体出資金	1,531,520百万円
資本剰余金	838,956百万円
資本剰余金	2,526百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	14,502百万円
減価償却相当累計額（ ）	12,349百万円
減損損失相当累計額（ ）	2,061百万円
除売却差額相当累計額（ ）	91百万円
利益剰余金	9,523,042百万円
純資産合計	16,013,789百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されません。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 ( ) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け  
( ) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）  
( ) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）  
( ) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け  
( ) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け  
( ) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け  
( ) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する自動車駐車場（高速道路に附属する道路の附属物であるものに限り、）の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限り、）に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け  
( ) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け  
( ) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成  
( ) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務  
(xi) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務  
(x ) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理  
(x ) (x ) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

### (c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- ( ) 機構法  
( ) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）  
( ) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）  
( ) 通則法  
( ) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）  
( ) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和9年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめしております。更に、令和7年8月には、国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ」をとりまとめしております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更 (1) 民営化についての経緯」を、また協定については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 重要な契約等 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月19日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

**EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所**

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 都 成哲

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

高速道路等事業管理費との区分を含む仕掛道路資産の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結財務諸表において、仕掛道路資産を192,788百万円、営業収益を357,207百万円、営業費用を357,119百万円（うち、高速道路等事業管理費及び売上原価162,294百万円）、営業利益を87百万円計上している。</p> <p>高速道路事業は、国の重要なインフラ施策を担う公共性の高い事業であることに鑑み、高速道路利用者より収受する料金には利潤を含めないことが前提とされており、高速道路会社は、国土交通大臣の事業許可及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）との協定に基づき建設した道路資産を、建設にあたり負担した債務とともに機構に引渡し、道路資産を機構から借り受けた上、道路利用者より収受した料金収入を機構への道路資産賃借料及び高速道路事業における管理費用（以下「高速道路事業管理費」という。）に充当させ、原則として損益を均衡させる方針としている。</p> <p>道路資産の建設に関しては、機構は建設に要した費用と見合いの債務を債務引受限度額の範囲内で引き受けることとなり、原則として損益は計上されない。</p> <p>一方、高速道路事業管理費に関しては、計画と実績との間で乖離が生じた場合、利益又は損失が計上され、損益に影響を与える。</p> <p>道路資産の建設において、仕掛道路資産は、総資産の中で最も大きな割合を占め、連結財務諸表上金額的重要性が高く、機構への引渡し時に振替計上される売上原価並びに営業収益と合わせて、会社の高速道路の新設、改築等の状況を表している。</p> <p>高速道路事業管理費を計上する勘定科目である高速道路等事業管理費との区分を含め、連結財務諸表において、仕掛道路資産の評価を誤った場合、営業収益及び売上原価を誤るのみではなく、営業利益又は営業損失に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、高速道路等事業管理費との区分を含む仕掛道路資産の評価の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、高速道路等事業管理費との区分を含む仕掛道路資産の評価の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当期に計上された仕掛道路資産が機構に帰属する道路資産の対象であることを検討するため、当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回る取引及び当監査法人がリスクを勘案して抽出した取引について、請負業者等との契約書及び機構との協定を閲覧し、担当部署等への質問を行った。</li> <li>・ 仕掛道路資産の残高が債務引受限度額の範囲内であるか検討するため、機構との協定を閲覧し、担当部署等への質問を行った。</li> <li>・ 仕掛道路資産の滞留の有無を検討するため、仕掛道路資産の残高一覧のうち、当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回る内訳残高及び当期中に取引の無い内訳残高について、機構との協定を閲覧し、担当部署等への質問を行った。</li> <li>・ 維持修繕費及び管理業務費の会計処理の妥当性を検討するため、当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回る取引及び当監査法人がリスクを勘案して抽出した取引について、請負業者等との契約書等を閲覧し、担当部署等への質問を行った。</li> <li>・ 仕掛道路資産への間接費の配賦計算の検討手続として、配賦計算に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。</li> <li>・ 仕掛道路資産への間接費の配賦計算の妥当性を検討するため、当監査法人がリスクを勘案して抽出した共通経費（人件費、経費及び金利等）の配賦計算について、再計算を実施した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月19日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

**EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所**

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 都 成哲

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

管理費用との区分を含む仕掛道路資産の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の財務諸表において、仕掛道路資産を192,401百万円、高速道路事業に係る損益として、営業収益を342,442百万円（うち、道路資産完成高66,620百万円）、営業費用を345,374百万円（うち、道路資産完成原価67,570百万円、管理費用94,582百万円）、高速道路事業営業損失を2,931百万円計上している。</p> <p>高速道路事業は、国の重要なインフラ施策を担う公共性の高い事業であることに鑑み、高速道路利用者より収受する料金には利潤を含めないことが前提とされており、高速道路会社は、国土交通大臣の事業許可及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）との協定に基づき建設した道路資産を、建設にあたり負担した債務とともに機構に引渡し、道路資産を機構から借り受けた上、道路利用者より収受した料金収入を機構への道路資産賃借料及び高速道路事業における管理費用（以下「高速道路事業管理費」という。）に充当させ、原則として損益を均衡させる方針としている。</p> <p>道路資産の建設に関しては、機構は建設に要した費用と見合いの債務を債務引受限度額の範囲内で引き受けることとなり、原則として損益は計上されない。</p> <p>一方、高速道路事業管理費に関しては、計画と実績との間で乖離が生じた場合、利益又は損失が計上され、損益に影響を与える。</p> <p>道路資産の建設において、仕掛道路資産は、総資産の中で最も大きな割合を占め、財務諸表上金額的重要性が高く、機構への引渡し時に振替計上される道路資産完成原価並びに道路資産完成高と合わせて、会社の高速道路の新設、改築等の状況を表している。</p> <p>高速道路事業管理費を計上する勘定科目である管理費用との区分を含め、財務諸表において、仕掛道路資産の評価を誤った場合、道路資産完成高及び道路資産完成原価を誤るのみではなく、高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、管理費用との区分を含む仕掛道路資産の評価の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、管理費用との区分を含む仕掛道路資産の評価の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当期に計上された仕掛道路資産が機構に帰属する道路資産の対象であることを検討するため、当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回る取引及び当監査法人がリスクを勘案して抽出した取引について、請負業者等との契約書及び機構との協定を閲覧し、担当部署等への質問を行った。</li> <li>・ 仕掛道路資産の残高が債務引受限度額の範囲内であるか検討するため、機構との協定を閲覧し、担当部署等への質問を行った。</li> <li>・ 仕掛道路資産の滞留の有無を検討するため、仕掛道路資産の残高一覧のうち、当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回る内訳残高及び当期中に取引の無い内訳残高について、機構との協定を閲覧し、担当部署等への質問を行った。</li> <li>・ 維持修繕費及び管理業務費の会計処理の妥当性を検討するため、当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準値を上回る取引及び当監査法人がリスクを勘案して抽出した取引について、請負業者等との契約書等を閲覧し、担当部署等への質問を行った。</li> <li>・ 仕掛道路資産への間接費の配賦計算の検討手続として、配賦計算に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。</li> <li>・ 仕掛道路資産への間接費の配賦計算の妥当性を検討するため、当監査法人がリスクを勘案して抽出した共通経費（人件費、経費及び金利等）の配賦計算について、再計算を実施した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。